

同(藤田スミ君紹介)(第五七五号)
同(古堅実吉君紹介)(第五七六号)
同(正森成二君紹介)(第五七七号)
同(松本善明君紹介)(第五七八号)
同(矢島恒夫君紹介)(第五七九号)
同(山原健二郎君紹介)(第五八〇号)
同(吉井英勝君紹介)(第五八一号)
同(佐藤泰介君紹介)(第五八二号)
年金水準の確保に関する請願(石橋大吉君紹介)(第五八三号)
同(藤本孝雄君紹介)(第五八四号)
同(武藤嘉文君紹介)(第五八五号)
同(河本敏夫君紹介)(第五八六号)
同(小沢辰男君紹介)(第五八七号)
同(平沼越夫君紹介)(第五八八号)
同(宮本一三君紹介)(第五八九号)
同(村岡兼造君紹介)(第五九〇号)
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願外三件(愛野興一郎君紹介)(第五九一、二、三号)
同(網岡雄君紹介)(第五九二号)
同(栗屋敏信君紹介)(第五九三号)
同(大石千八君紹介)(第五九四号)
同(大谷忠雄君紹介)(第五九五号)
同外三件(金子徳之介君紹介)(第五九六、九七、九八号)
同(川島實君紹介)(第五九九号)
同(河野洋平君紹介)(第六〇〇号)
同(仲村正治君紹介)(第六〇一号)
同外三件(保利耕輔君紹介)(第六〇二、三、四号)
同(前田武志君紹介)(第六〇五号)
同外一件(増子輝彦君紹介)(第六〇六号)
同(町村信孝君紹介)(第六〇七号)
同(山崎拓君紹介)(第六〇八号)
同(伊藤宗一郎君紹介)(第六〇九号)
同(瓦力君紹介)(第六一〇号)
同(菊池福治郎君紹介)(第六一一号)
同(小泉純一郎君紹介)(第六一二号)
同(自見庄三郎君紹介)(第六一三、四号)
同(谷垣禎一君紹介)(第六一五号)

同(中村正三郎君紹介)(第五五六号)
同(松下忠洋君紹介)(第五五七号)
同外三件(渡部恒三君紹介)(第五五八、五九、六〇号)
同(稲垣実男君紹介)(第五六一号)
同(浦野休典君紹介)(第五六二、三、四号)
同(小比木八郎君紹介)(第五六五号)
同外一件(坂本剛二君紹介)(第五六六、六七、六八号)
同(嶋崎譲君紹介)(第五六九号)
同(中西啓介君紹介)(第五七〇号)
同(浜田靖一君紹介)(第五七一、七二、七三号)
同(三塚博君紹介)(第五七四、七五、七六号)
同(保岡興治君紹介)(第五七七、七八、七九号)
同(相沢英之君紹介)(第五八〇、八一、八二号)
同(近藤豊君紹介)(第五八四、八五、八六号)
同(島山健治郎君紹介)(第五八七、八八、八九号)
同(日野市朗君紹介)(第五九〇、九一、九二号)
同(御法川英文君紹介)(第五九三、九四、九五号)
同(森喜朗君紹介)(第五九六、九七、九八号)
同(森井忠良君紹介)(第五九九、一〇〇、一〇一号)
同(青木宏之君紹介)(第六〇二、〇三、〇四号)
同(赤城徳彦君紹介)(第六〇五、〇六、〇七号)
同外一件(小里貞利君紹介)(第六〇八、〇九、一〇号)
同(佐藤泰介君紹介)(第六一三、一四、一五号)
同外一件(佐藤敬夫君紹介)(第六一六、一七、一八号)
同(塩川正十郎君紹介)(第六一九、二〇、二一号)
同外一件(野呂田芳成君紹介)(第六二二、二三、二四号)
同(島山健治郎君紹介)(第六二六、二七、二八号)
同外一件(二田孝治君紹介)(第六三〇、三一、三二号)
同外一件(村岡兼造君紹介)(第六三三、三四、三五号)
同(山岡賢次君紹介)(第六三八、三九、四〇号)
身体障害者スポーツの促進に関する請願(持永和見君紹介)(第六四三、四四、四五号)
同(野呂昭彦君紹介)(第六四七、四八、四九号)
同(赤羽一嘉君紹介)(第六五〇、五一、五二号)
同(網岡雄君紹介)(第六五三、五四、五五号)
同(石田祝穆君紹介)(第六五八、五九、六〇号)
同(佐藤茂樹君紹介)(第六六一、六二、六三号)
病院給食の自己負担拡大・有料化等健康保険の改悪反対に関する請願(若佐恵美君紹介)(第六六四、六五、六六号)

八二号)
同(穀田恵二君紹介)(第五八三、八四、八五号)
同(佐々木陸海君紹介)(第五八八、八九、九〇号)
同(志位和夫君紹介)(第五九三、九四、九五号)
同(寺前巖君紹介)(第五九六、九七、九八号)
同(中島武敏君紹介)(第五九九、一〇〇、一〇一号)
同(東中光雄君紹介)(第六〇三、〇四、〇五号)
同(不破哲三君紹介)(第六〇六、〇七、〇八号)
同(藤田スミ君紹介)(第六〇九、一〇、一一号)
同(古堅実吉君紹介)(第六一四、一五、一六号)
同(正森成二君紹介)(第六一七、一八、一九号)
同(松本善明君紹介)(第六二〇、二一、二二号)
同(矢島恒夫君紹介)(第六二四、二五、二六号)
同(山原健二郎君紹介)(第六二七、二八、二九号)
同(吉井英勝君紹介)(第六三〇、三一、三二号)
同(中島武敏君紹介)(第六三三、三四、三五号)
保健所法の廃止と保健所の統廃合反対、公衆衛生対策の強化に関する請願(若佐恵美君紹介)(第六三六、三七、三八号)
豊かな老後のために公的年金制度改善に関する請願(中島武敏君紹介)(第六四〇、四一、四二号)
退職後の生活の安定と生きがいに関する請願(佐藤泰介君紹介)(第六四三、四四、四五号)
国と自治体の責任による保育制度の拡充に関する請願(志位和夫君紹介)(第六四六、四七、四八号)
は本委員会に付託された。

本日(の)会議に付した案件
児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出 第一〇号)
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)
○加藤委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、児童手当法の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
順次趣旨の説明を聴取いたします。大内厚生大臣。
児童手当法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕
○大内国務大臣 ただいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
まず、児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。
近年、出生率の低下傾向が続くとともに、夫婦共働き世帯の増加、核家族化や都市化の進展など、児童や家庭を取り巻く環境の変化は著しいものがあります。児童手当制度は、児童を養育している家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としており、このような児童や家庭を取り巻く環境の変化に対応して、よくその役割を果たしていくことが求められております。
こうした状況を踏まえ、今後、児童手当制度の福祉施設事業を拡充することにより、夫婦共働き世帯の増加などに対応したきめ細かな育児支援サービスや児童の健全育成のための事業の充実を図るために、事業主からその事業に要する費用に充てるための拠出金を徴収すること等を内容とする本改正案を提出した次第であります。
以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。
第一に、児童手当制度の福祉施設事業につきましては、これを児童育成事業と改称し、育児に關し必要な援助を行う者または児童の健康を増進し、情操を豊かにする事業を行う者に対する助成等の充実を図ることとしております。

ものでございます。今回の改正というのは、先生も御指摘いただきましたように最近の少子化の傾向、とりわけ働く女性の低い出生率ということにかんがみまして、仕事と子育ての両立を支援するためのきめ細かな各種のサービスの充実を図ろうということでございます。今回の改正によって児童育成事業を実施いたすということによりまして、共働きのお家庭におきまして現実が生じております育児に対するさまざまな負担感というものができるだけ軽減されるように、今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

○山口(俊)委員 お話よくわかりましたけれども、ただ私が申し上げたかったのは、この児童手当法というのはもとと社会保障的な発想からできた法律であるというふうに聞いております。ですから、育児家庭の生活の安定等々というふうなこともあるんではないかと思っておりますけれども、現状を考へてみますと、もう既にそのような社会保障的というのか救済対策的というのか、そういった色彩というのは相当薄れてきておるのではないかと。むしろ今の児童手当法が果たして実情に合っておりかどうかというふうな感じがいたしております。また、お話を伺った上でいいたわけでありまして、これについても検討していく、あるいは改めていく必要があるんじゃないか、そんなふうに思うわけでありまして、その点につきましてもいかがですか。

○瀬田政府委員 現行の児童手当法におきましては、児童手当制度の目的を達成するための主たる手段というものが現金給付であったということと先生御指摘のとおりでございます。サービスというのか福祉施設事業というものは、この制度の目的達成のためのいわば補足的な従たる位置づけということと若干行われてきたということは先生御承知のとおりでございます。今回、改正法におきましては、先生御指摘のよ

うに福祉施設事業というものを拡充いたしました。サービスの比重というものを非常に高めるということを内容としていたしておるわけではございませんけれども、現金給付とサービスというもののいわば主従関係と申しますか、どちらがというふうな関係におきましては、従来どおりという考え方のもとに児童手当法の基本的な体系というのか法の目的、名称というものを変更することなく改正案を御提出させていただいた次第でございます。先生御指摘いただきましたようなことも検討はさせていただいたわけでございますけれども、現時点におきましては、児童手当法の基本的な体系というものを変更することなく改正をさせていただきたいというふうに考えている次第でございます。

○山口(俊)委員 現状ではそのような御答弁であるのかと思っておりますが、ただ、お話にもありましたようにいわれる現金給付というものはもう主じやなくて従なんですね。しかも流れとしては福祉サービスというのか、いわゆる育児の支援サービスとか児童の健全育成というところにとりだん重点が移っておるというふうなこともありますので、現状はともかくとして、内部でもそろそろそうした点も、もう少し広い意味での育児あるいは保育の施策という意味で御検討いただいたらどうかと考へておりますので、意見として申し上げておきたいと思っております。

続きまして、今回改正に先立って出された中央児童福祉審議会の答申、この中に事業主から提出をいただく拠出金率の設定とか、あるいは新たに計画をしようとなさっております財団のあり方について附帯意見が附されたというふうにお伺いいたしておりますけれども、これをどのようにな受けとめておられるのかをお伺いいたしたいと思うわけですが、聞きますと、この事業主というのは全国で百七十万余りというふうな聞いております。もう全国に散らばっておるわけでありまして、ところが、いろいろなそうした保育サービス等々を考えた場合に地域的な偏りも相当あるん

じゃないか。例えば山間部あるいは過疎地におけるサービスと、そうじゃない都市化をいつつある地区のサービスというのはいさや格差があるんじゃないか。ですから、事業主の拠出金に対する還元ということから考へても相当いろいろな偏りがあるんじゃないかというふうな心配もされますので、そこら辺も含めて御答弁をいただきたいと思っております。

○瀬田政府委員 先生今御指摘いただきましたように、中央児童福祉審議会から諮問の内容につきまして了承する旨の御答申をいただいたところでございますが、その際、今回の改正、すなわち児童手当制度を改正し育児支援のための各種のサービスを充実させるということにつきまして、附帯意見をいただいたところでございます。

附帯意見につきましては、先生御指摘いただきましたけれども、拠出金率の設定と、それから今後児童育成事業を推進するに当たりまして財団を設立するということを考へているわけでございますが、この財団のあり方というものの二つの点につきまして附帯意見をいただいたところでございまして、これにつきましては最大限尊重してまいりたいというふうに考へているところでございまして、まず拠出金率の設定ということでございますけれども、中央児童福祉審議会の附帯意見の趣旨に沿いまして、毎年度この拠出金率を定めるに当たりますのは、拠出サイドと申しますか事業主の方々の理解も得ながら、そのときどきの経済情勢をも踏まえた適切な拠出金率となるように配慮をしていきたいというふうに考へております。

それからもう一つ、財団のあり方について附帯意見をいただいたわけでございますけれども、機動的、弾力的な事業を実施していくためには、特に民間主導による事業運営を行うとともに、財団、基金の名称につきましても附帯意見をいただいたわけでございます。また、その新たな財団の設立を認めるに当たっては行政改革の趣旨に徹して行つてほしいという

ことでございまして、私たちが財団を設立するに当たりましては、同時に既存の財団の解散ということも予定してございます。

○山口(俊)委員 今回のいろいろな施策につきましては、御案内のとおり、国レベルとか、あるいは家庭内だけでなく地域全体ですね、特に住民に身近な市町村レベルでの児童の健全育成対策を進めていく必要があるんじゃないか。御案内のとおり、かつてはいわゆる地域社会、地域が子供を守り育て、はぐくむというふうな機能を果たしておったわけでありまして、近年、いわゆる地域社会の崩壊というのがある、過疎化の進行とかあるいは都市化の進行等々によって、かつてのようないは地域役割というのが薄れてしまったというふうな現状もあるわけでありまして、そうした点を踏まえて、児童育成事業によりこのような取り組みをやっていく必要があるんじゃないか、そう思いますので、そこら辺についてのお考へをお伺いしたいと思っております。

○瀬田政府委員 先生も今御指摘いただきましたけれども、近年の出生率の低下、都市化、核家族化の進行などによりまして、児童の遊び場の不足とか、児童が遊び仲間を通じて多様な人間関係を経験する機会というものが非常に減少してきているという実態もございまして、地域の実情に応じた市町村レベルでの健全育成対策の推進というのが特に必要になってきているというふうに考へております。

こうした問題意識に立ちまして、市町村を主体といたしまして、地域における児童の健全育成の拠点施設でもございます児童館の整備の促進とか健全育成活動の充実というものの、今後この児童育成事業を通じて一生懸命努めていきたいというふうな考へているところでございます。さらに、平成六年度からは、児童育成事業により地域における健全育成というものを推進するために、「新たに予算におきまして「子どもにやさしい街づくり事業」というものを創設いたしました。市町村による長期的な町づくりプランの策定

と地域活動のネットワーク化というものを図って
いきたいと考えております。これを通じまし
て、子供の遊び場の確保とか地域の実情に応じた
事業を実施していただきまして、児童の健
全育成の向上というものを図っていきたいとい
うふうに考えております。

○山口(後)委員 市町村レベルでということ
は、流れとしたりもうそのとおりであろうと思
います。その場合に、補助事業ということになり
ますと地元負担というふうなこともありますし、し
かも補助事業というのはいくらでも規格品のな
ものが多くというふうなものが今までの例であ
りました。今回、今のお話にもございましたけれ
ども、いろいろな選択肢があるというふうなこ
とであり、やはりその地域地域あるいは市町村
の自発性というのがある、あるいはそうした二
つにたえるオプションを数多く構えるという
形でぜひともお願いを申し上げたいのと、今申
し上げた財政力の弱い町村、相当格差があり
ますので、そこら辺、地元負担についていろいろ
と、画一的じゃなくとも柔軟に対応してい
だきたい、そのように思う次第であります。

それと、御案内のとおり、ことしは国連の定め
た国際家族年というふうなこともあります。御
承知のとおり、当委員会にも関係があります。国
連障害者の十年、これが相当大きな成果を上げた
というふうには実は私も評価をしておるわけで
あります。今回の国際家族年ということであり
ますが、児童の育成事業の中にはその記念事業
の実施も含まれておるようにお伺いしておるわけ
であります。厚生省の国際家族年に対する考え
方といいますが、あるいは取り組み方といいた
すか、それを伺いたいと思います。

○瀬田政府委員 一九九四年の国際家族年とい
うのは、各国連構成国におきまして家族や家庭
の問題についての政府や民間の関心を高め、取
組を強化するということを目的とするものでござ
います。一九八九年の国連総会におきまして採
択されたものでございます。

家庭というものが子供が生まれ育つ生活の基本
となる場であることは、全くそのとおりでござ
いますけれども、近年、我が国においては、さ
きにもいろいろ先生から御指摘をいただきました
ように、女性の社会進出または出生率の低下とい
うような形で子供や家庭を取り巻く環境という
のが急速に変化を遂げてきていることも事実で
ございまして、これに対応いたしまして厚生省と
いたしましては、子供を生み育てていくことに、
より喜びや楽しさを感じることのできるような
社会づくりというのを総合的に推進していくこと
を目的といたしまして、国際家族年というもの
の諸施策の推進をしたいというふうに実は考
えております。

厚生省としては、国際家族年におきましては、
家庭における女性の地位の向上とか子供の虐待
問題の解決とか、いろいろ重要な問題はござ
いますけれども、特に少子化社会対策という
ものに焦点を当てた諸施策の推進を図ること
を考えた上で、例えば子育て家庭を支援するた
めの各種事業を振興する基金の創設、または
児童健全育成のボランティア活動の振興また
助成事業の創設、そういった官民挙げての子
育て環境づくりの推進というところを一つ
大きな取り組みとして考えております。

それから、具体的には、駅型保育モデル事業
とか企業委託型保育サービス事業の創設とい
うふうな、子育てと就労の両立支援策の推進
といったことを図っていききたいというふう
に考えております。

さらに、国際家族年の記念事業といたしま
して、国際シンポジウムの開催とか音楽祭等
の実施、都道府県で行う記念事業に対する助
成等も考えております。こうした機会を通じ
まして、子供や家庭の問題について国民各
層の議論また関心というものを高めてまい
りたいというふうに考えておる次第でござ
います。

○山口(後)委員 記念事業につきまして、
シンポジウムとかあるいは音楽祭、都道府
県でやる事

業への助成等々というお話でありましたが、
もう少し何か中身のありか、もつとユニーク
なものをお考えいただきたいと思うのです。こ
ういふもの、やはり旧来の日本固有の家族
制度というものは完全に崩壊寸前であらう
と実は私も考えておるわけでありまして、
やはり家族のあり方というものが出生率
あるいはこの育児等々にも重大なかわり
を持ってくるわけでありまして、せつ
かこの国際家族年でもありますので、十分
その趣意を生かしていろいろな施策を講
じていただきたいと考えておるわけであり
ます。

いろいろ申し上げましたけれども、確かに
施策としては厚生省として非常に頑張
っておられるなというふうな感じはする
わけでありまして、相当な細かないろ
いろな感じはするわけでありまして、
ただ、今の傾向を考えた場合に、果た
してそういう施策だけで十分カバー
できるのだろうか、例えば出生率
ですね、そんな思いがいたします。

というの、いろいろ若い皆さん方に
聞いてみると、今子供を産んでも、
今の子供たちが置かれておる環境、
あるいはそれこそ塾に追われ、お
けいこに追われ等々あるいは地球
環境の問題等々、そういったことを
考えた場合に、生まれ行く子供が
果たして幸せになるだろうかとい
うふうな感じがするといふ方も
多いわけでありまして、やはり
そうした、それこそマクロ的とい
いますか、総合的な施策の中で展
開せざるを得ない。ただ、
やはりあくまで中心になってくる
のは私は厚生省であろうと思
いますので、是非でも力を入れて
取り組んでいただきたい、他
省庁を圧倒するぐらいの勢
いでやっていただきたいと思
うわけでありまして、時間
もありませんので、最後に今
回の児童手当法改正の一つの
動機にもなったと思われま
すが、近年の、先ほど申し上
げております少子化傾向で
すね、これに対して、厚生
省としてどうしようという
方針に決意をなさるかお伺
いいたします。

○大内国務大臣 なる御指摘をいただきました
よう

な状況が今日の日本の社会の中で進行してい
るわけでありまして、我々は、その時代の大きな
流れを的確に把握しながら、それに対応する
きめ細かな施策を樹立したいと考えてまして、
平成六年度予算におきまして、この児童家
庭対策として大変な予算も要求さ
していただき、皆様の御協力を得ながら今
の御審議をちょうだいして
いきたいと思います。

少子社会の到来という問題は、もちろん
いろいろ理由があるわけでありまして、
結論としては、一・五〇を今切
る状況にある。しかし、二〇
〇〇年あるいは二〇一〇年とい
うものを展望してみますと、こ
れは国際的にもそういう傾向
が見られるのでござい
ますが、この出生率の改善とい
うものは少し前進する、
そういう条件は持っている
と思うのです。しかし、
少なくとも現状の一・五
〇程度のものが少し改
善されまして、これは
日本民族の将来にとりま
して、またもう少し小
さい視野で社会保障負
担という視野におきま
しても、経済社会全般に
わたって非常に大きな
影響を生み出していく、
御指摘のとおりでござ
います。

したがって、何としてもこの少子社会の進
行に歯どめをかけなければならぬという
のが私も、厚生当局のかたい決意でござ
います。そのために新たな言葉まで生
み出して、平成六年度予算の要求に際
しましては、エンゼルプランブ
レリウドといったような政策を掲げ、
そして子育て家庭を社会的に支援
していくためのきめ細
かい対策を各面で要求を
申し上げていく次第で
ございます。

それが保育サービスにおける
いろいろな、多様なニーズに
こたえる保育事業の推進で
ございまして、あるいは
子育て支援のための基金の
創設、これは三百億でござ
います。創設であったり、
あるいは出産と育児に
関する施策の充実とい
たしまして、健康保険に
おける出産育児一時金
の創設あるいは育児休
業期間中の厚生年金や
健康保険の保険料の
免除等の措置等々を
総合的に講じま

して、今委員御指摘のようなマクロ的な問題もございいますし、人の心はその社会がつくると言われますように、社会全般の持つている一つの傾向というものが一人一人の心形成に大きく影響いたします。そのことが、例えば少子社会といったようなものにも結びついていくわけでございいますから、マクロ政策とともに、私も厚生行政を担う者として、きめの細かい対策を推進してまいりたいと考えておる次第でございます。

○山口(後)委員 相当詳しくお話をいただきました。その方向で頑張っていた方がいいと思うわけですが、一つだけ最後に申し上げておきたいのが、実は私も若手の同僚議員の間でよく話をしております、馬を水飲み場まで連れていくことはできるけれども、その水を飲むのはその馬の意思であるということですね。ですから、いろいろな施策を講じておられる、確かにこの方向でいいとは思いますが、いざ子供を産むというのは本人の問題になってくるわけです。ですから、我々立場上いろいろと結婚式に御招待にあずかるわけですが、結婚式に行くたびに、ともかく子供をたくさんつくってくださいますと祝辞の中で陳情申し上げようというふうな話をしております。私も実行いたしております。大臣にもそのようなことをお願いをいたしておきたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

○加藤委員長 住博司君。

○住委員 山口俊一先生に引き続きまして、議題となっておりまして両法案について若干の質問をさせていただきます。

私は、まず最初に戦傷病者戦没者遺族等援護法について質問をさせていただきます。私は山口さんと違って四人も子供を持っていないからという意味ではありませんが、まず最初にそのことをお断りしてから質問させていただきます。

さきの大戦が終りまして間もなく五十年を迎える。祖国の安泰を願って、妻や子供、両親を思

いながら遠い異国の地で倒れた方々のことを考えますと、私は昭和二十九年の生まれですから、私のような戦争を知らない世代にとっても悲痛の感を強くしているところですね。つえとも思い柱とも考えていた最愛の人を失った遺族の思いも、その後の苦難の道のりをあわせて大変なものであった、私はいろいろとお話を聞かれた方々の感じます。また、戦争で障害を負われた方々の御苦労も決して忘れることはできないと考えます。

今回の法改正は、遺族年金、障害年金の引き上げが図られるわけでありまして、これは国家補償の観点に基づくものでなければならぬと私は考えております。その上で、今後とも年金額の改善は当然行っていくべきだ、こう思っております。まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○大内国務大臣 今、住先生御指摘のような考えを私は厚生省当局も持っております。御案内のように、援護年金というのは、軍人あるいは軍属等であった方々に対して国が使用者の立場から補償する、こういう国家補償の精神に基づきまして支給をさせていただいているものでございまして、援護年金は、恩給を停止された軍人などに対する援護を行うために、恩給に準拠いたしまして創設されたものであることから、恩給の改善に準じましてその額を引き上げていくことは当然でございまして、この方針は今後とも続けてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○住委員 今の御決意をこれから、これは政権がかわってもずっと同じ気持ちでやらなければならぬ、私もはいずれ政権をもらおうと思っておりますけれども、そう考えております。特に、大内厚生大臣は、この問題については去年の遺族会の大会のときにも非常にしっかりと口調でおっしゃられました、私もとても大変心強く思っております。戦没者の御遺族、戦傷病者の方々の状況を見ますと、高齢化が猛烈に進んでいるという状況でござ

いますので、これからは、国のために戦った、国を守った、その視点に立つてしっかりと問題に取り組んでいただきたいと思うんですが、よく、私も地元に帰ったりしますと、どうも援護年金の受給権がありながら、いまだに未請求の人もいるんじゃないかという話を聞くこともあるんですけれども、それを避けるためにはどんな対策をとられているのか。ちょっとそこだけ局長からお聞かせいただきたいと思っております。

○土井政府委員 毎年度、ただいまお話をありまして、いろいろなことが起こらないように、いろいろとPRに努力しております。関係行政機関を通じて、さらに今後とも努力してまいりたいと思っております。

○住委員 具体的にはどんなことをやられているんですか。

○土井政府委員 毎年度通知を出しておりますけれども、その中にしおりをつけておりまして、それをいろいろ役場とかそういうところで持っていくていただくとかいうような形をお願いをしているところがございます。

○住委員 これについては言いたいこともたくさんあるんですが、先に進めさせていただきます。とにかく、そういう受給権というのは当然必要なことでございまして、知らせを出したからそれでいいんだみたいな感じで取り扱わないように、ぜひ御要望させていただきます。

次に、中国残留孤児の問題について伺いをしたいと思います。

残留孤児の訪日調査は、昭和五十五年度から始まりましてそれが続いているわけでございましてけれども、これまでの成果について、まず御説明をいただきたいと思っております。

○土井政府委員 お答え申し上げます。

昭和五十五年度から平成五年度まで二十四回にわたりまして実施をいたしております。これまでの孤児の訪日参加の人数でございまして、これまで千八百七十八人ございまして、そのうち身元が確認をいたしましたのが六百四十三人という状

況に相なっております。

○住委員 最近よく聞きますと、身元の判明率というんでしょうか、それが年ごとに低下をしている。年齢が次第に高くなっているということ、それから親族の方々とのかきずなも次第に薄れつつあるということ、事態はさらに深刻になっていくと私は思うんですね。そしてまた、訪日調査を希望している方々もまだたくさんいると私は思いますし、同時に、身元が判明しないままに終わった孤児の方々に於いての再訪日調査も含めて、やっていかなければいけない問題はたくさんあると思っております。これからの対応についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○土井政府委員 お話のとおり、だんだんと判明率も回を重ねるにつれて低下をしております。最近では十数%というような状況に立ち至っております。私も少しはしては、毎年三十名前後の方々が新たに孤児として確認されているといったような状況も踏まえながら、最後の一人まで調査を続けるという基本方針のもとに、これまで行っているような集団による訪日調査を実施していきたいと考えておまして、平成六年度におきまして二十六名分の予算を計上しているところでございます。

ただ、お話がありましたように、関係者の高齢化、あるいはお亡くなりになったり等々で、なかなか手がかりがつかみにくい状況というものが立ち至っております。そういう意味ではなるべく早急に調査を行うということが大切であるというふうに認識しております。今後とも日中双方で協力しながら、そのような努力を続けてまいりたいと考えております。

○住委員 この問題、私もひとつ重要な戦後処理の大きな課題である、こう思っております。先般、中国残留婦人の問題につきましては、いろいろな御努力の結果、大きな前進を見たわけでございましてけれども、この問題についても、今局長がおっしゃられたように、最後の一人までという気持ちでしっかりと対応していただきたい、こう

思うんです。

ただ、これは口幅ったいことを言って失礼かもしれませんが、命を賭して戦った方や、あるいは取り残されてしまった悲惨な思いをされている方、こういう方々がいらっしやる一方で、我が国の総理大臣がさきの大戦について簡単に侵略戦争だと片づけてしまうような状況ということは、私自身は非常に心配です。し、本音を言うと残念なことなんですけれども、しかし、実を言うと、その言葉をきちんとした政策によって、例えば残留孤児の問題をきちんと片づけることによって、その言葉とは違って、政府としてはきちんとこの問題に対応しているんだということをぜひお示しをしていただきたいと思います。これを御要望しておきたいと思っています。

同時に、中国からお帰りになった残留孤児の方々の定住促進の問題もあると思うんです。五十年近く日本と異なる文化、社会環境の中で暮らしてきたわけですから、言葉の問題や生活習慣の違いなど、さまざまな困難があると思います。今のいわゆる定住促進センターの運営状況、これについて伺っておきたいと思っています。

○土井政府委員 中国からの帰国孤児のための定住促進センターについてでございますけれども、お話がありましたように、できるだけ早期に日本の社会に適応し、安定した社会生活を営めるようにするということが目的としてスタートしているわけですが、現在、帰国後四カ月間ここで入所をいただまして、日常生活に必要な日本語の研修でありますとか生活習慣等の指導を行っているところでございます。三カ所ございまして、埼玉県、大阪府そして福岡県ということに相なっております。

なお、平成五年度からは、残留婦人の方々がお帰りになりました場合でも日本語の研修が必要なものがございますので、二カ月間の研修ということを実施しております。

平成六年二月末までに入所をいたしましたのが千五百七十世帯、五千八百六十八人、そのうち研

修を終えて出られた方が千五百二十七世帯、五千七百五十六名という状況に相なっております。

○住委員 そういう方々の望郷の思いというのがぜひともきちんと果たされて、そして日本の中で生活できるようにこれからも御努力をいただきたいと思っております。帰国された後、孤児の方々、その家族の人たちが実際の日本の社会に溶け込む、どんな生活をされているのかということ、私どもとしてはきちんと把握しておかなければならない、こう思います。

平成元年に、たしか生活実態調査をおやりになりましたけれども、その後、調査についてはどうなんでしょうか。そのときと今、どう変わっているのかということについて、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○土井政府委員 平成元年十一月に調査を行いました。その後、平成五年の一月一日現在の状況の調査を行っておりますが、この新しいものにつきましては現在集計中でございまして、まだデータが出そろっておりませんので、古い資料に基づきまして生活実態を御説明させていただきますと思っています。

まず、住居の状況についてでございますけれども、公営住宅に入居している者が八四・一％でございます。

それから、就労の状況でございますが、五四・四％の孤児が就労をしているという状況でございます。また、世帯で見ますと六九・一％の世帯に就労者がいるという状況でございます。

それから、日本語の習得状況でございますけれども、家族を含めまして、全体の五五・九％の者が帰国後一年で買い物等の日常生活の用を済ませるというような状況になっております。

それから、生活保護の適用状況についてでございますが、四九・四％の世帯が生活保護を受けております。帰国後の年齢ごとに分けてみますと、一年未満の世帯では二一・六％、それが、三年以上四年未満になりますと三五・五％に減少しております。

なお、全体としての帰国後の感想として、よかった、まあよかったという意見が四人のうちの三人という状況でございます。

○住委員 ちよつと古いデータで、今取りまとめ中だということですが、定着率の問題からすれば、やはりこの水準をさらに高める努力をしているかなければならない、そういうふうな考えでいるところでございます。

続いて、シベリア抑留の問題についてお尋ねをしたいと思います。

私の考えをまず述べさせていただきますけれども、昭和二十年八月にソ連は日ソ中立条約を無視して戦闘行為を始めた。旧満州や旧樺太に侵入し、我が固有の領土であります北方四島はいまだに占拠された状態でございます。条約違反のこの行為、それから、そういうことによりながら、シベリアに強制的に連行、抑留されて、酷寒の地で劣悪な住居、人為的とも言える極端な食糧不足、筆舌に尽くしがたい強制労働、それによって失われたとうとうと命、傷ついた方々のことを思います。私は、心のわだかまりを禁じ得ないというふうに思っているのです。

私は、旧ソ連の対応を厳しく問うべきだと思います。まず、当然謝罪と補償というのを求めるべきだと思っておりますけれども、外務省に対して、この点、ソ連を引き継いだロシアとどのように話しておられるのか、昭和二十年のソ連の行為についての見解も含めて伺いをしておきたいと思っております。

○西田説明員 お答えをいたします。まず法的につきましては、先生御指摘のとおり、当時のソ連軍の行為というものは、当時の国際法に照らしましてもこれは国際法違反の行為であったというふうに日本政府としては考えております。

それから御下問の、では、それによって生じた補償等の問題をどう考えるかという点であろいかと思っております。これにつきましては累次御答弁差し上げておりますけれども、日口問でも現在

有効と考えております日ソ間の例の五六年の共同宣言におきまして、日ソ両政府は、それぞれ国としての請求権、戦争にかかわる請求権についてはこれを放棄するというところで合意をしておりますので、その意味におきましては、お互い賠償の責任というものはもうないということであらうかというふうに思っております。

○住委員 エリツインさんが日本においでになったときに、テレビの前では頭を下げて謝罪をされていましたが、これは外交的にはどんな効果があるのですか。

○西田説明員 先生御指摘のとおり、エリツイン大統領は新生ロシアの初めての大統領として日本へ参りまして、そのときに公式の会談あるいはその他の機会を通じて、これについて直截な謝罪の念を表明したところであります。これにつきましては、一國の最高責任者が謝罪をしたというところでございますから、外交上、政治的に非常に重みのあるものというふうに受けとめておりまして、日本政府としては、このような直截な謝罪をしたこと自身については、日本とロシアの両国民の間の和解の出発点になり得るものというふうに考えております。

○住委員 外務省の考え方はわかりましたけれども、しかし、具体的には何に進んでないというふうな思わざるを得ないので、例えば、北方四島の問題なんというのは、依然として何を考えているのかわからない。我々が要求してもきちんとこたえがない、そういう状況ですから、これから腰を据えて、どうぞ我々の立場をきちんと御主張して、そして私どもの願いをかなえていただきますように心から要望しておきます。

それから、シベリア抑留中の死亡者の問題ですけれども、平成三年の四月、当時の旧ソ連、ゴルバチョフ大統領時代のこの問題の日ソ協定四項目というのがありますけれども、その後もこれは完全に引き継がれているというふうに考えてよろしいのです。

○西田説明員 御指摘のとおりでございます。

○住委員 当時渡された抑留者の名簿には、たしか三万八千人余りのお名前があったと私は記憶しておるのですけれども、その後、照合作業は終わったのでしょうか。それから、本人の特定というのはいくらできていますでしょうか。

それから、ロシア政府には、個人資料としてほかにも名簿があるやに聞いたことがありますけれども、その入手はどうなっているのでしょうか、その点をお聞かせいただきたいと思っています。

○土井政府委員 ただいまお話がありました名簿が記載されておりました。そのうち、約二千名が重複記載ということで、それを差し引きまして約三万六千七百名という人数でございます。このうち二万二千八百名、約六割に当たりますけれども、名簿記載者の特定をすることが実務的にできませんでした。そして、その特定された名簿記載者のうち約一万九千六百名、この方々につきましては遺族がわかっておりましたので、遺族に名簿の内容をお知らせしたという状況でございます。

それから、もう一つのお尋ねであります、それ以外にロシアに個人資料が保管されているという点でございますけれども、私もそのような情報に接しまして、その提供をロシア連邦政府に申し入れまして、先般、平成五年十二月でございますけれども、約三万七千六百名分の個人資料を提供していただいたという状況でございます。この個人資料はかなり詳細な事項が記載されておりまして、現在その資料につきまして翻訳作業等の特定作業の準備に入っているという状況でございます。

○住委員 これは重複分はないというふうに考えていいのですか。

○土井政府委員 ただいま翻訳の作業中でございますので、その結果によりまして判断をさせていただきますというところになるかと思えます。

○住委員 大体どれくらいかかるのですか。

○土井政府委員 ここの夏か秋くらいまでには作業のめどがつくだろうというふうに報告を受け

ております。

○住委員 とにかくこれは時間との勝負だと思えますので、速やかに行っていたいただきたいというふうに思っています。

それから、亡くなられた方々の埋葬地、たしか五百三十名所余りあったというふうに記憶しておりますけれども、その埋葬地の調査と確認はどの程度進んでいるのでしょうか。

○土井政府委員 埋葬地の現状把握ということでございますが、外交ルートを通じて、機会あるごとに旧ソ連邦政府、あるいは現在ではロシア連邦政府に現状調査を要請してきております。チタ州あるいはハバロフスク地方におきましては埋葬地の調査が行われているということも聞いておりますけれども、残念ながらいまだその回答が得られていないという状況でございます。

厚生省といたしましては、平成三年四月に旧ソ連邦政府から提供のありました埋葬地資料、それから当局の保管資料、それから民間の墓参団等から提供されている情報等を活用し、さらに遺骨収集団や墓参団を派遣した際に埋葬地の情報収集にも努力をしております。なお平成六年度からは、埋葬地の現状把握をさらに広げるために、抑留経験者の団体にも委託することを予定をいたしておりますが、率直なところまだ十分な把握ができていないという状況でございます。

○住委員 この問題につきまして、例えばテレビ等々見ますと、私も想像している埋葬地とは違った大変厳しい状況の中で遺骨がさらされている可能性もなきにしもあらず、こういうふうにも思わざるを得ない点がありますので、ぜひそのところも、これも時間との勝負でございますからきちんと処理をしていただきたい、こういうふうに思うわけです。

そして、それと関連するのですけれども、そうしますと遺骨の収集というのはいくつどうされているのか、今ちょっと触れられましたけれども、そのことと、それから墓参の問題ですね、これまでどの程度行われているのか、それから今後の計画

についてもちょっとお示しをしていただきたいと思えます。

○土井政府委員 まず遺骨の収集でございますけれども、平成四年度から遺骨収集及び墓参に取り組みを始めておりますが、これまでのところ遺骨収集の数は千八百五十九柱という状況でございます。それから平成六年度におきましては、遺骨収集及び墓参をさらに早めるために対象地域の増を図っております。ロシア連邦内のハバロフスク地方、イルクーツク地方等七つの地域で実施をすることにいたしましたところでございます。

なお、遺骨収集等につきましては、非常に埋葬地域が広大であるということ、あるいは御案内のとおり厳しい気象条件というようにことで困難な面も多いわけでございますけれども、関係御遺族の方々の心情、高齢化が進んでいるといったような状況等も考えながら、我々としてはできるだけ早期にその実施が行われるように今後とも努力を続けてまいりたいと考えております。

○住委員 こういう方々の御家族の中には慰霊碑をつくらうじやないかという声があつて進んでいるやに聞いておりますけれども、その問題は今どうなっているのでしょうか。

○土井政府委員 慰霊碑の建立の件でございますけれども、平成五年度、六年度の二年計画で完成をしたいということで始めておりまして、ロシア連邦のハバロフスク地方に建立する予定でございます。平成五年度は調査、設計のために千二百万円、それから新年度平成六年度予算案におきましては、建設、竣工の経費として八千九百万円という予算をお願いしているところでございます。

○住委員 シベリアに強制的に抑留をされ、そしていろいろな思いを抱いて亡くなられた方々の慰霊がきちんとできるように、速やかに本当はこれはず算も成立させなければいけないのではありませんか、今こういう状況ですからね。それについては、まあ計画があるということだけは承っておりますか。

一方、南方の遺骨収集についてですけれども、これについてのこれまでの実績とこれからの計画について伺っておきたいと思うのです。

要するに、戦後五十年というのは一つの節目だと思ふのですけれども、しかし決してそれで終わりはしない。先ほど残留孤児の方のときに一人でも残っていたら、こういうことがあるのですが、本来ならば一人でも残っていたら我々の心情としては遺骨収集をしてさしあげたい、こう思うのが私は当たり前のことだと思ふのですけれども、そのことも含めて、ちょっとこれからの対応についてお聞かせをいただきたいと思っています。

○土井政府委員 南方地域の戦没者の方の遺骨収集でございますけれども、御案内のとおり、昭和二十七年頃から開始をいたしまして、昭和五十年まで三度にわたって計画的に実施をしております。五十一年度以降は、遺骨の所在につきまして確度の高い情報のある地域につきまして遺骨収集を実施するという形で取り組んでおります。現在まで残存している遺骨について確たる情報を把握しているのは九地域、約三千柱ということになっておりまして、平成七年度、終戦五十年という節目の年でありまして、この年までに概了したいということ而努力をしているところでございます。

なお、平成八年度以降におきましても、新たにそういった情報もたらされる場合には可能な限り速やかな対応をまいりたい、そのような考えで取り組んでまいりたいと考えております。

○住委員 今後ともしっかりと情報を集めて、そしてできる限り速やかに遺骨収集を行っていただきたいと思えます。

もう一つ、海没遺骨というのがあるのですけれども、その問題についても伺っておきたいと思うのです。

我が国は海外に出ていって戦ったわけですから、沈没船舶数というのは非常に多い。徴用船も含めれば多分三千二百隻余り沈んだというふうに記録に残っております。基本的には海の人と

非常にはやつて普及してきました、海に眠っているはずの遺骨が人目にさらされてしまふ、遺骨の尊厳自体が損なわれるおそれがあるということもないとは言えない、こういう状況だと私は思うのですね。よくそれを水中写真に撮って載せるということも前はありましたし、そういうことを考えますと、これは海の中ですから大変技術的には難しいところもありましようけれども、海没遺骨の問題についてはどのように取り組まれてきたのか、あるいはこれからどうしようと思われているのか、それもちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○土井政府委員　慰霊及好親善事業についてでありますが、御案内のとおり、平成三年度から日本遺族会に委託をして実施をしてきております。平成五年度までの三年間に、フィリピン、マリアナ等十三の地域で実施をし、延べ六百五十名の遺児等の方々に参加をいただいて、非常に希望者が多いということでございますので、平成六年度の予算におきましては、よりきめの細かい事業実施ができるようにということで、一地域ごとの班編成をこれまでの二班から三班というふうに一班をふやまして、五地域において実施をするという計画で取り組んでるところでございます。

○土井政府委員　ただいまお話の中にもございましたが、海没遺骨の収集につきましては、古くから航海中の死亡者について水葬に付するということが広く行われてきております。一般的には海自体が戦没者の永眠の場所である、そういった認識もございまして、原則的には行わないということで今日まで至っております。

○住委員　次に、いわゆる戦没者の追悼平和祈念館について若干伺っておきたいと思います。

私のような戦争を知らない世代が大半を占めるようになってきました。しかし、我が国の戦後の歩みと、今のこれだけの世界一級の経済成長を遂げた成果の背景というのには、やはりとうとうと犠牲があつたことだけは決して忘れてはならない、

ただ、お話の中に御指摘がありましたように、御遺骨が人目にさらされてその尊厳が損なわれるような特別の状況にある、なおかつ、沈没した艦船内の遺骨収集などが技術的にも可能であるといったような場合には、例外的に遺骨収集を行うという形で取り組んでできているところがございます。

こういうふうに思います。

平和祈念館を今度つくられるわけですが、戦没者を追悼する気持ちや新たなということ、それから遺族の方々の強い願いでもありますが、それから遺族の方々の強い願いでもありますが、これを具現化するという思いでつくられるというふうに思いますけれども、改めて、この施設をつくる目的をお

今後ともこのような方針で臨みたいと考えておりますが、平成六年度におきましては、トララク諸島の沈没艦船の遺骨収集を行うことを予定をいたしております。

○住委員 その点についても、ぜひきちんとした取り扱いをしていただきたいと思います。

聞かせたいだと思います。

○大内国務大臣 今着々とこの戦没者追悼平和祈念館の建設に向けまして準備を進めているわけでございますが、戦争が終わりまして約五十年、この戦争に対する認識もだんだん風化してまいるという事態が生まれております。したがって、

それから、一方で慰霊巡拝というのはずっとやってこられたわけです。平成三年度だったと思いますけれども慰霊友好親善事業というのが行われます。私どもといたしましては、まず第一には、御指摘のように、戦没者の追悼の意を国としても明らかにする、これが第一であります。それから第二に

れまして、遺族の方々の参加希望者というのは非常に多いというふうに聞いておりますけれども、この点についての今後の計画を伺っておきたいと思います。

○土井政府委員　慰霊友好親善事業についてであ

りますが、御案内のとおり、平成三年度から日本遺族会に委託をして実施をしてきております。平成五年度までの三年間に、フィリピン、マリアナ等十三の地域で実施をし、延べ六百五十名の遺児の方々に参加をいただいて、非常に希望者が多いというところでございますので、平成六年度の予算におきましては、よりきめの細かい事業実施ができるようにということで、一地域ごとの班編成をこれまでの二班から三班というふうに一班をふやまして、五地域において実施をするという計画で取り組んでいただいております。

○住委員 次に、いわゆる戦没者の追悼平和祈念館について若干伺っておきたいと思ひます。

私のような戦争を知らない世代が大半を占めるようになつてきました。しかし、我が国の戦後の歩みと、今のこれだけの世界一級の経済成長を遂げた成果の背景というのには、やはりとうとい犠牲があつたことだけは決して忘れてはならない、

平和祈念館を今度つくられるわけですから、戦没者を追悼する気持ちも新たにということ、それから遺族の方々の強い願いでもあります。恒久平和の実現を祈る気持ち、これを具現化するという思いでつくられるというふうに思いますが、改めて、この施設をつくる目的をお

聞かせたいださなと思います。

○大内閣務大臣　今着々とこの戦没者追悼平和祈念館の建設に向けまして準備を進めているわけでございますが、戦争が終わりまして約五十年、この戦争に対する認識もだんだん風化してまいるという事態が生まれております。したがって、いまして、

私どもといしましては、まず第一には、御指摘のように、戦没者の追悼の意を国としても明らかにする、これが第一であります。それから第二に

は、戦争に関する歴史的な事実を後世に客観的に伝える、主観をもつてではなくて客観的にこれをお伝えすることが私どもの大事な任務である。三つ目には、それを通じて、国民の平和を希求する心を内外にお伝えする。

したがしまして、上記の趣旨を踏まえまして、戦没者追悼平和祈念館の事業につきましては、戦争に関する歴史的事実をできるだけ客観的に提示をいたしまして、これの評価につきましては、それは人々によって違いがございましょう。その評価につきましては、御求館の個々人の御判断にお任せをしたい、これが国としての公正中立な立場であろうと考えておる次第でございます。

○住委員 大臣のおっしゃられたとおりの展示の内容になり、そして、それを見た一人一人の我が仲間がもう二度と戦争を起こさないという平和の気持ちをしつかりと植えつけられるような施設にしたい、こう思うのです。

この運営についてなのですが、入場料というのは取る予定なのでしょうか、その額は一体幾らくらいになるのか。それから、運営のやり方というのはどんな形で進めていくのか、ちよつと概括的に結構ですから、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○土井政府委員 お話がありました入場料等の問題でございますが、現時点では未定ということでございますが、考え方として御説明を……（佐委
員「取るのですね」と呼ぶ）一部取りたいというふうに考えております。内容によって、取るのがいまいいかどうかという問題があるかと思っております。

れども、展示事業については入場料を徴収したい。その他の事業については原則料金を取らないというような考え方で検討がなされておりますけれども、まだこれは最終的な結論ではございませんで、現時点では未定というふうにお考えをいただきます。

なお、運営の基本につきましては、先ほど大臣が申しましたような基本に立ちまして、厚生省の中に委員会をつくりまして、適切な、中立公正な

運営が図られるようにすると同時に、委託を予定しております日本遺族会の中にも委員会をつくっていただきますして、そのような運営が図られるように考えてまいりたい、そのような方針で取り組んでいるところでございます。

○住委員 平和祈念館を建設する予定地には幾つかの慰霊碑というのがあるのですね。それぞれの思いを込められた碑なのですけれども、移転についてはきちんと取り組んでおられるともちろん思っていますけれど、言ってみれば、決して後で指摘をされないようなやり方をお願いしたいと思うのですが、その点、どうされておられるのか伺っていただきたいと思います。

○土井政府委員 建設の場所には、御案内のとおり、碑が五基、銅像が一体ございます。それで、これを撤去することが必要でございますが、官報等によりましてその所有者を探しましたけれども、現在のところ、所有者は特定できないという

状況でございます。ただ、それぞれの碑、銅像が、今お話がありましたようにきちっとしたものでございますので、これをしかるべき場所に丁重に移転するというところで用地をきちっとしたいという考え方で取り組んでいるところでございます。

○住委員 どうぞそのことについては、繰り返しになりますけれども、後でいろいろな問題が起きないようになぜ対応していただきたいと思ひます。

続いて、児童手当の方の改正についても若干伺つておきたいと思ひます。

先ほど山口議員が非常に詳しく御質問されておりましたけれども、今改正案は財源確保が目的でありますから、要するに事業主から拠出をさらに求めるということになるのですけれども、説明を聞くと拠出金の料率が千分の〇・九から千分の一・一になる。〇・二を上増しするというところに

なるわけですね。この根拠というのは、言ってみれば根拠規定を法律に定めるといことになるの
でしようけれども、この〇・二という料率アップ

のそもその根拠というのはどこにあるのでしょうか。事業主の理解が得られるのはこれくらいだろうか。とお考えになったのか。あるいは新しい事業の内、容を考えていくとこれくらい必要だから料率アップはこれくらいになるのだというふうになっているのか。鶏か卵かみたいな議論になってしまふのですね。でも、どうなのでしょう。その点、ちょっとお聞かせいただければありがたいのですけれど。

○瀬田府政委員 非常に難しい御質問なのですけれども、児童育成事業に要する費用というのは、自動的に算定ができます。現金給付に要する費用とは異なりまして、児童福祉の関係者の御要望とか、それから働くお母さん方の御要望、または先生が今御指摘いだきましたように、事業主の側の考え方といったふうなものを総合的に考慮しながら次の年度の児童育成事業に要する費用というものを算定するわけでございます。

それで、児童育成事業に充てる拠出金率というのは、そうやって毎年度の児童育成事業の実施に必要な費用額を考え、そしてその中で事業主の拠出金で賄う額というものをその年度の標準報酬の予想総額で割ることによって算定する。そうすると〇・二というのが出てくるわけでございます。平成六年度の予算案におきましては、児童育成事業のうち事業主拠出金で賄う額というものを、先生も御指摘のように約二百五十三億円、標準報酬の予想総額というのが約百三十三兆円でございますので、これを拠出金率に計算をいたしますと千分の〇・二となるということでございまして、この千分の〇・二という拠出金率につきましては事業主の側にも大きな御理解をいただいて、今回、不況という中ではございますけれども、御賛成をいただいた、こういう次第でございます。

○住委員 大変難しいことなんですけれども、今回のさまざまな、幅を広げ、厚さを増したということについては、これは当然評価すべきであるし、当然これからも充実をさせていただかなければ

ばいけない、こう思うのです。

もうちょっと具体的な内容についても伺いたかったのですけれども、ちよつと時間がございませんで、それは根本さん等々にお任せをいたしますけれども、実を言いますと、時間延長だとかかそういって、時間延長だとかかそういって、乳児の特別対策だとかかそういって、これまでも要望がたくさんあった。それで、今計画されていることについてもそれだけで十分とはとても言えないんじゃないかな、こう思うのですね。

まず最初に、一方で手当自体についても、これは平成三年度に改定されたばかりですからそう言ういじることでもできないでしょうけれども、この問題についていまいずれ考えなければいけないことも出てくるでしょうし、当然その保育の内容についても、少子化とかあるいは出生率の低下だとかいっても、少子化とかあるいは女性の就労人口の増加核家族化だとか、あるいは女性の就業人口の増加であるとか、さまざまな社会的な条件によつて要望事項、ニーズというのは非常に幅広く、大きくなっていくと思うのです。

そうしますと、今の話とも関連するのですけれども、どうしてもきめ細かい対応をするとなれば、今のように補助で、補助を要するに幾つものテーマによって割り振っていくことになれば、ニーズがふえればふえるほど、本当を言うとそのための費用というのは膨らんでくるはずですね。ところが、今のお話ですと、その費用は今仕事主の御負担でやりになるということですね。

各審議會、私も社会保障制度審議會の中に加えていたしておりますけれども、その中でもいろいろな議論になりましたが、つまりそうなると、事業をふやしていこうとすればそれは事業量が大きくなる、事業量が大きくなると料率アップというのはどうしても避けられなくなってしまうのかなという単純な発想になってしまふのですが、今のところ、それはどうお考えになつてゐるのでしょうか。

○瀬田政府委員 児童関係の福祉というものも、

事業主の提出だけをいただいてやる部分だけではございません。一般会計で実施する部分の方が非常に大きいということは先生御承知のとおりでございますけれども、この児童育成事業の中で、先生御指摘いただきましたような延長保育とか、実施をしていかなければならない部分というものは今後非常に大きくなっていくだろうということとは、先生御指摘のとおりでございます。

今後の料率アップはどうするのだという御指摘でございますけれども、児童育成事業の内容、規模というものは、それまでの事業実績とか子供や家庭を取り巻く状況といったものを総合的に勘案して、毎年度定めていくということを考えているわけでございます。こういった考え方で毎年度の児童育成事業に充てる拠出金率というものを、そのときどきの経済情勢といったものも踏まえながら、そして事業主の側の御理解も得ながら、事業の実施に必要な額をお願いするということになるわけでございます。

先生御指摘いただきましたように、種々問題もあるというふうに思いますが、できるだけ適切な事業が実施できるようにということで努力をしていきたいというふうに考えておりますので、御了解をいただきたいというふうに思います。

○住委員　それから、さきほど山口さんの御質問に局長答弁なさっておられましたけれども、今度新しく設立される民間財団について、たしか中央児童福祉審議会はわざわざ付言をして、この財団の名前とそれから基金の名称についても、こうされたらどうでしょうかと、「こども未来財団」とも「こども未来基金」ですか。この考え方については、要するに内容はおっしゃっているとおりなんです。その名称についてはどんなふうに思っておりますか。

○瀬田政府委員 審議会の御指摘どおり、名称は「こども未来財団」、それから基金につきましては「こども未来基金」にすること、関係者の御理解を得ながら準備を進めさせていただいて

いるというのが実態でございます。

○住委員 本当に保育の、子供育成事業の充実を図るということは、もうとにかく喫緊の課題だと私は思っていますし、我が国の将来のことを考えれば、それをきちんと運営をしていくことが大事だと思うのですね。

ただ、今回の例えば法改正で保育事業、保育所に対する補助がさまざま出るということについて

は、非常にこれは一つの大きな芽が育っているなという感じはするのですけれども、しかし本体の一部分というのをもうやはり考えなければいけないのかな、こう思うことがあるのです。例えば措置費の問題ですね。措置費の問題と、それにかかわってきます徴収基準額がありますね。こういうことを考えますと、本当に今のままでいいのかな、こういうふうに思うのです。例えば保育の単価だとか、保母さんや職員の配置基準であるとか、こういったことについてきちんと整理し直すという考え方がないのかどうか。時間がありませんので、そこだけ聞かせていただきたいと思うのです。

○瀬田政府委員 実是利用しやすい保育所というものを目指しまして、特に共働き家庭における子育ての負担感を軽減していくということを重点的に考えまして、先生、保育所本体の改革というところをおっしゃいましたけれども、保育所制度の改革というものを実は考えたわけでございます。そして、この国会におきまして、できれば児童福祉法の改正法案というものも御審議願いたいといううことを考えまして、いろいろと関係者と御相談をしたわけでございますけれども、やはりいろいろと考え方がございまして、まだ実は検討中といううことでございます。今後、この考え方を深めながら、また考え方がある程度成熟した段階で児童福祉法の改正ということも御相談させていただきたいというふうに考えております。

○住委員　せひこの問題は本当に厚生省の御努力、特に大臣の御決意を聞いておりますと、本当にこれ、やっていただかなければいけないと思ひ

ますし、さまざまこれから議論をしなければいけない分野がありますので、どうぞ積極的に御提案をなさって、これからの子どもたちの未来のために御努力をいただきたい、そのことを御要望いたします、私の質問を終えさせていただきます。

ありがとうございます。

○加藤委員長 根本匠君。

○根本委員 自由民主党の根本匠であります。

私は、まず児童手当法の一部を改正する法律案につきまして、法改正の趣旨、必要性、そして新しい制度の内容につきまして御質問いたします。

まず最初に、今回、児童手当制度のもとにおいて、児童手当に加えて新たに子育て支援のために拠出をするわけでありますが、その理由をお伺いしたいと思います。

子育てを支援する事業につきましては、従来から児童手当制度の福祉施設事業として、例えば平成五年度は九十一億円、子育て支援のサービ事業、これを実施してきたわけでありました。今までは財源は児童手当給付金のいわば剰余金で賄う、そういう形で対応していたわけですが、今回新たに拠出を求めることとした理由を大臣にお伺いいたします。

○大内国務大臣 近年の出生率がどんどん低下してきていることはよく御存じのとおりでございますが、これはやはり日本の将来にとってはゆゆしき事態でございます。何とか子供が健康やかに生まれ育つ環境づくりを進めることが重要な施策になってきているわけでありまして、とりわけ働く女性の出生率というものは、そうでない女性に比べて大変低くなっております、この分野で政策の充実を図ってまいりませんと、この少子社会の歯止めをかけることができないわけでありまして、したがって、そのためのきめ細かな育児支援サービスの充実によりまして、仕事と子育てを両立していくことができるような支援策が必要である、こういう考え方に立ちまして、児童手当

制度の福祉施設事業をこの際拡充をいたしました、共働きの家庭を主な対象といたしまして、育児支援や児童の健全育成のための各種のサービス、例えば保育時間の延長等仕事の充実が即した保育サービスへの助成、あるいは、児童健全ボランティアの振興といったようなものを充実することといたしました。

そのためにはどうしても財源は必要でございますので、特に事業主の方々に御理解を賜り、御負担をしていただきたいということをお願いを申し上げましたところ、事業主の皆さんも、それは社会的に極めて重要な仕事であるし、事業主としてもこれは果たさなければならぬ責任の一端であるという御理解を賜りまして、この拠出金を求めることにさせていただきます次第でございます。

○根本委員 今回の法改正によりまして、要は子育て支援事業の充実のために充てる財源として、特定財源として具体的に拠出を書くことによって明確化したのだらう、そういうところに意義があると思いますが、私もこれからの少産化、あるいは女性の社会進出の中で、子育てと就労の両立支援のための政策が重要だと考えておりました。きめ細かな保育サービスの充実が必要だと思っております。

ただ、今回の措置は、事業主の負担が平成五年度と同様に千分の一・一ということでは変わらないとはいえないが、実は児童手当給付金の減った分を児童育成事業に充てるということで、見方を変えれば新たな事業主への負担だということが言えるわけでありまして、その意味ではこの財源をもとにしてどういった内容にこの支出を行うのか、この中身が大切だと思っておりますので、その中身を少し詳しくお伺いしたいと思います。

○瀬田政府委員 実は、内容的には子育てと仕事の両立を支援するというのが主たる内容になるわけでございますが、この子育てと仕事の両立を支援するためには、きめ細かな保育サービスの提供というものが今後は不可欠であるということで

ございまして、平成六年度の予算案におきましては、このための事業を児童育成事業として、先生今御指摘いただきましたように大幅に拡充することとした次第でございます。

具体的に申し上げますと、保育時間の延長に係る既存の施策というものを見直しまして飛躍的な拡充を図る時間延長型の保育サービス事業の実施を初めといたしまして、乳児保育の大幅な拡充、お母さんが一時的に病気になった場合とか、そういった場合の一時保育事業の充実、子育て相談等に応ずるための保育所等の地域子育てモデル事業の実施箇所数の大幅な増加というふうな各種の施策につきまして、大幅な改善を図ることとしてお願いをしております。それからまた事業所内の保育施設に対する整備費や運営費の補助、それからベビシッター等によりまして在宅の保育サービス事業とか駅型の保育モデル事業等への助成というふうな、いわゆる認可保育所以外の保育サービスにつきましても推進を図っていくということにしております。

今後とも多様な保育ニーズにこたえましてきめ細かな保育サービスを充実させていくために、この児童育成事業というものを活用させていただきますればというふうに考えております。

○根本委員 保育につきましては非常に多様なニーズがあるわけですが、ぜひこの児童育成事業で多様な保育ニーズにこたえる事業を推進していただきたいと思っております。

それから、今回の新たな特定財源化の話に関連しまして、保育サービスにかかわる一般財源とそれから特定財源、その考え方ににつきましてお伺いしたいと思います。

今回の改正は、保育サービス充実のための拠出金の特定財源化、これが目玉であろうかと思っております。そうなりますと、一般財源で賄う保育サービスとそれから特定財源で賄う保育サービス、その考え方をどう整理するのか、これが私は重要になってくるのだらうと思っております。私なりの理解では、通常の保育サービス、要は必需的な保育ミニ

マムともいえるべき現行の認可保育所のやっている措置費で賄われている部分、これを一般財源で賄う、それから、特別保育事業、いわゆる現行の認可保育所の保育サービスの上乗せ分、あるいは民間の行うサービスの部分、これは恐らく選択的サービスとしてこの補助金で促進して特定財源で充てよう、こんな考え方のように考えられるので、この辺の一般財源で充てるべきサービスとそれから特定財源で賄うべき中身、この考え方ににつきまして、先ほどの住先生との話とも関連いたしますが、お伺いしたいと思います。

○瀬田政府委員 その考え方というのは、大体今先生御指摘をいただきましたとおりでございます。児童育成事業というのは、特に共働き家庭などの多様な保育ニーズに対応した各種の育児支援とか児童健全育成サービスというものをやるものでございまして、その費用は、次代を担う子供の育成に對して社会的な責任を果たしていくという観点から事業主の方々に御負担をいただくことにしたわけでございます。児童育成事業とそれから一般財源で賄われるべき事業との役割分担というものの、このような事業主からの拠出の性格によつて分けられるものではないかなというふうに私たちが考えているわけでございます。

例えば保育サービスというものを例にとつて御説明をいたしますと、多様な就労形態というもののに対応した時間延長型の保育サービスを提供する保育所や、事業主がみずから雇用する従業員の子供を対象として設ける事業所内の保育施設に対する助成というふうなものは、児童育成事業という形で事業主の拠出金を中心として実施をさせていただきますというふうに考えているわけでございます。また、先生も御指摘いただきましたが、保育園におきます基本的な保育サービスでございますとか障害児保育といった面につきましては、これは措置費を中心といたします一般財源で実施をしたいというふうに考えているわけでございます。

○根本委員 これに関連しましては後ほどまた質

問いたします。

次に、今回新たに創設する財団の役割についてお伺いしたいと思います。

今回の法改正によって三百億円の基金を造成して財団法人を設けて事業を行わせる、こういうことで、新たな財団法人が創設されることになっておりますが、どのような事業を財団法人に行わせるのか、その財団法人の役割、事業内容、これにつきましてお伺いしたいと思います。

特に、聞くところによりますと、民間が行う保育支援サービス、これは財団が国から恐らく交付金的な形で受けて、それを民間に助成する、こういう形をとると聞いておりますが、今のこの保育関係のお金の流れは、市町村を通じて流れていく部分とこの財団法人を通じて流れていく部分という二つの流れが出てくるわけです。

例えば、民間の事業体に補助金を交付するということで考えれば、これは補助金交付要綱的なものをきちんとつくって流すわけで、これは市町村も財団法人も同じような形になると思いますが、財団法人に行わせる理由、要は機動的、弾力的な運用をやらせるのだという一般論はよくわかるのですけれども、その具体的な中身につきましてお伺いしたいと思います。

○瀬田政府委員 今まで先生も御指摘いただきましたけれども、共働き家庭などを対象とした児童支援や児童健全育成サービスの実施に当たりましては、そのニーズが非常に多様であるということから、実はきめ細かなサービスの提供というものが必要でございます。その中でも、育児支援事業を行う民間事業者に対する助成事業というふうなものは、民意を反映しながら多様なニーズにこたえて、機動的、弾力的に事業を行う必要性が特に強い事業というふうに考えておるわけでございまして、そこで新たな財団というものを設立をいたしまして、児童育成事業の一部の実施をそこにゆだねたいというふうに考えているわけでございます。

新財団で行う事業といたしましては、現在のところ

この駅型保育モデル事業、すなわち出勤時に駅でお母さんから子供を受け取りまして、また勤務が終わりまして駅にお戻りされたときにお母さんに責任を持って子供をお返しするというふうな事業、この駅型保育モデル事業でございますとか、それからベビーシッターなどの育成も兼ねました在宅保育サービスの事業の助成、それから児童関連情報ネットワークなど、二十四時間ネットワーク事業と申しまして、コンビニエンスストアなどを使いまして、二十四時間いつでも児童関連情報を働くお母さんのところに届けられるようなネットワークといったもの、それからもう一つは、海外在留邦人に対する母子保健情報の提供事業、そういったものを平成六年度におきましては財団で特に行わせてみたいというふうに考えておまして、そのほかの時間延長型の保育サービスの事業でございますとか放課後の児童対策事業とか、そういったものにつきましては、従来どおり市町村を通じて事業を実施したいというふうに考えております。

〔委員長退席、網岡委員長代理着席〕

○根本委員 財団が行う事業は、要は大きく分けますと、例えば民間の駅型保育事業に対する補助金の交付、それからもう一つの分野としては情報提供のようなもの、そういうことになるわけですか。それから、民意を反映する仕掛けのようなものは考えていないのでしょうか。

○瀬田政府委員 民意の反映につきましては、特に財団を通じて実施をしたいというふうに考えておまして、いわゆる機関紙の発行とか、特にテレビ、ラジオ等を通じてした広報とかということも考えております。また、財団の理事等の中には新聞関係の方とかテレビ関係の方とかといった方にも御参加をいただきまして、できるだけいろいろなニーズを吸い上げる形できめ細かなサービスができるような方法というものを考えたいというふうに思っております。

○根本委員 私は、そういう意味では、民意を反映させるための財団の役割というのは非常にあると思うのです。特に、保育サービスのよう

のは、利用者本位の制度に仕組む必要があるわけですから、利用者ニーズの的確な把握が必要だし、そういう意味で、財団がその辺のアンテナショップ的な役割も果たすように期待したいと思っております。

それから次に、事業所内保育施設等に対する助成についてお伺いしたいと思います。

多様なニーズにこたえるためには、当然民間の行う保育サービスの供給の促進、これが必要であります。ただ、必要であります。今回、無認可の施設としての事業所内保育施設、あるいは企業の従業員向け在宅保育サービス、これに助成金を拡大しようということですが、この辺の考え方、ねらい、どんなねらいで補助することとしたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○瀬田政府委員 先生御指摘いただきましたように、働く女性の増加とか就労形態の多様化に伴いまして、共働きの家庭におきます子育ての負担感というものを軽減していく必要が非常に大きくなっているわけでございます。

こういった保育ニーズに対応するためには、一般財源等で賄います公的な保育サービスというものを充実していくことはもちろん非常に必要でございますけれども、これを補完して、民間部門でできるだけきめ細かな保育サービスの充実を図っていくということも非常に重要であるというふうに考えておまして、職場内、事業所内の保育施設への助成は、事業主が福利厚生の一環として職場内で保育施設を設置する場合にその費用を助成する事業というふうに考えておまして、平成六年度から、整備費に加えて、運営費につきましても新たに助成をするということを考えております。

それからもう一つ、在宅保育サービス事業、これは職場の中の保育施設と同じく、事業主が福利厚生の一環としてベビーシッター等の在宅保育サービスを職員にあつせんする場合に、その利用料の一部を助成したいというふうに考えておまして、事業所内の保育施設の運営費の助成につき

ましては、一般分として五百カ所、特に看護婦確保対策を含めまして、そういったところで約千カ所ぐらいということを実は平成六年度には考えているわけでございます。

○根本委員 私は、今回の法改正の意味合いの一つは、要は民間サービスの供給の促進の道を開いた、それで、ある意味では、広義の受益者負担を事業主に賦課して、特定財源化でいわゆる民間サービスの供給を促進しよう、こういうところにこの改正の意味、ねらいがあると思うのです。

今回のように、事業所内保育、つまり事業所関連の無認可の保育サービス、これに対しては助成しましょう、その部分は促進される。これはこれで大変意義のあるものとして私は評価しております。

そうなりますと、今回の改正で要は民間のサービスに対する新たな助成制度が拡充されたということから考えれば、最後に残されているのは今の無認可の保育所、乳児の保育から夜間の保育まで多様なニーズにこたえている無認可の保育所に対して、最後に残された課題としてどう考えるか。要は今回の改正で新たな拠出を求めて特定財源化して、それは民間サービスの供給の促進、これが一つの柱だということでございます。残された無認可の保育施設に対して、言ってみれば今は白地地域なわけでありまして、これに対してどう考えるのか。

無認可の保育施設についてもいろいろなレベルはあると思うのです。非常に質の高いものからその辺はばらばらだと思っておりますが、一定の認可保育所の基準を満たしているようなものであつて無認可の保育所、例えばこういうものに対して誘導方策をモデル的に行ってみるというようなことも考えられてしかるべきではないか、こう思っておりますが、その辺のお考え方をお伺いしたいと思います。

○瀬田政府委員 先生御指摘のように、事業所内の保育所につきましては、平成六年度から設備、運営費ともに助成をするという形で始めたいとい

うふうに考えているわけでございます。

それから、多様な保育サービスを展開する上におきまして、良質な無認可の保育施設につきましても何らかの助成措置を講ずる必要があるのではないだろうかというのが先生のお考えのように承ったわけでございますけれども、これにつきましても、私たちあながち否定すべきものではないというふうに考えまして、今後利用しやすい保育所というものはどういうものかというものを総合的に検討していく中で取り上げさせていたいただきたいというふうに考えております。

○根本委員 私もなかなかこの問題は難しいと思っております。やはり認可保育所という一つの体系があつて一定の水準を最低満たすものというところで位置づけしておりますから、それに対して無認可をどう考えるか、これはなかなか難しいと思うのですけれども、多様なニーズにこたえるという観点から、今後一つのモデル的な支援誘導方策、こういうものを講じていく必要があるのではないかと考えております。

それから提出率の考え方、先ほども住先生からお話がありましたけれども、今回多様な保育ニーズにこたえるために新たに特定財源として子育て支援という観点から提出を求め、これは一つの工夫として大変いい考え方だし、これを財源に保育サービスを実施する、これを私は評価しているわけであります。ただ今回の法改正によりまして、法律の目的は変わっておりません。児童手当を支給することにより家庭の生活の安定の寄与と、それから児童の健全な育成、資質の向上に資する、この目的は変わっておりません。提出の対象たる児童育成事業については、その法的な位置づけは、児童手当の支給に支障がない限りにおいて行うことができる、こういう法律の立て方になっております。こうなりますと、当然のことながら、児童手当法でありますからあくまで児童手当がメインの事業で、サブの事業として根拠を明確にして児童育成事業を位置づける、多分こんな整理の仕方がな、こう思うのです。そうなりま

すと、今回提出率、先ほど御説明ありましたけれども、これからの提出率の考え方はどう考えていくのか、その辺、お伺いしたいと思ひます。

〔網岡委員長代理退席、委員長着席〕

○瀬田政府委員 提出金率の考え方というのは、さつきもお答えをしたとおりでございますけれども、児童育成事業の内容、規模というものは、それまでの事業実績でございまして、子供や家庭を取り巻く状況などを総合的に勘案をいたしまして、毎年度定めていきたいというふうな考えでございます。毎年度の児童育成事業に充てる提出金率というものは、こうして関係者の方々、事業主の方々から御了解をいただいた範囲で必要な額を賄うことができるような値に設定したいというふうな考えているわけでございます。

平成六年度におきましては、児童育成事業のうち、事業主提出金で賄う額が約二百五十三億円、標準報酬の予想総額というものが百三十三兆円でございますので、これを提出金率に計算いたしますと、約千分の〇・二となる、こういうことでございます。

○根本委員 児童育成事業に充てる提出金は今回特定財源化したわけでありまして、言い方を換えれば、いわば目的税のようなものだろう。そうなりますと、負担の程度と育児支援サービスのバランス、これはこれからの留意しなければいけないだろう。それから、少なくともそのサービスについては、量的な充実も必要だと思ひますが、やはり新たに提出を求めてやる事業ですから、サービスの中身については、不断の効果的な点検、効率性というものを把握しながら効率的な育児サービスに努めていく必要があると私は思ひます。

それから最後に、これは大臣に確認的に伺ひたいんですが、今回の法律、日切れ法案という扱いになっております。私も、法改正の理由は新しい制度の内容、これは理解いたしました。が、今回これが日切れ法案になる理由、これをお伺ひたいと思ひます。

日切れ法案というのは、例えば税関係のように毎年必ず必要になるもの、それから奄美のような地域開発促進立法で、五年とか十年目に失効するから日切れ法案でやらなければいけない、こういうパターンが多いわけでありまして、その意味では、今回の法案は政策的な新たな内容を盛り込んだ法案ということで、最後に、この法案が日切れ法案となる理由をお尋ねしたいと思ひます。

○大内閣務大臣 今回の改正は、委員よく御案内のように児童手当制度の福祉施設事業の充実を図りたい、そのためのきめ細かい育児支援サービス等の充実を図ることといたしまして、その費用を新たに事業主の方々から御負担をいただくために必要な改正を行うという中身のものとございまして、したがって、事業主の方々に負担いただく提出金の率というのは、年度ごとに必要な費用をもとに算定をいたしまして、この率で年度当初の四月から毎月徴収させていただくわけでござい

ます。今度の場合は千分の〇・二でございますから二百五十四億ということになります。大体一カ月で二十億円の財源が必要になる。もしこれが日を経過してしましますと、成立が一カ月おくれるごとに二十億円の歳入欠陥が生じてくる。そういう意味で日切れ、こう申し上げているわけでござい

ます。それからもう一つは、提出金の徴収業務というものは大変な作業が要るわけでございまして、年度内に成立しない場合には、四月からの提出金率というのはこれまで千分の一・一、これを今度では千分の〇・九に直さなければならな

い、そして今度では法律が成立しますとまた千分の一・一に直すというところになります。これは関係徴収業務をやっているところが大変に陥るという問題もございまして、そういう意味で何とか年度内にしたいでございます。

に通りませんと新年度からどういう保育事業をやっているのか、現場の中に大きな混乱が起こる、こういうようなことから日切れ法案として御審議を賜りたいとお願ひしている次第でございます。

○根本委員 ありがとうございます。終わります。

○加藤委員長 土肥隆一君。

○土肥委員 きょうは少し時間を早めようということ、短くしなきゃなりませんので、御協力力のほどをお願いしたいと思います。

今回の児童手当法の改正を私なりにまとめますと、こういうことかなというふうに思ひます。今までは、現金給付を児童手当として出しまして、その余ったものを福祉施設事業に充てようということとございました。今回、それを手当と事業と

いうふうに分けて、しかも、当初から余ったものではなくて、予算を立てて、事業目的を立ててやろうということとありますから、その意味では大変前進した展開ができるのではないかとこのように思っております。今まで福祉施設事業という言葉を聞きますと、いつも何かおかしな名前だなどというふう

に思っております。今度、児童育成事業と福祉施設事業というものが随分違うという違和感を覚えておりましたけれども、今度では児童育成事業というふう

子育ても事業と相談しなきゃいけない、子供を産むのも事業主と相談をしなきゃいけないというふうなことになるんじゃないかな、こういうふうにも思ったりしております。あるいは、これから多様な育児事業をやるといふときに、どうしても事業所が喜ぶような、事業所が歓迎するような事業のメニューが出てきがちではないだろうかということも心配しながらこの法案を読んできたわけでございます。

この法案の趣旨にも出生率を上げるということになっておりますけれども、しかし私は、この児童手当にしても、あるいは今度は始まります児童育成事業にいたしましても、出生率を上げることにかなかなかならない、児童手当が出生率を上げることにどうしたらつながるかということがやはり今後児童手当法を持っていく私の課題ではないかというふうに思っております。で、これから行政当局もいろいろ知恵を出していただきたい。今の五千円、五千円、一万円で出生率が上がるかという、なかなかそうはいかないと思うのでございます。

さて、質疑に入らせていただきますけれども、やはり何といつても提出率のことでございます。もう前の先生方がいろいろ質問なさいましたので少し屋上屋を重ねるようになりますけれども、今回の経過措置で第三条において「千分の〇・二を標準として」と、こうあります。そして二百五十億を弾き出された。そうすると、あと残りの千分の〇・九を現金給付にしようというわけですが、平成三年度の改正から今日までだんだんと三歳未満におさまってきたのでありましようが、児童手当の給付の方が余ったからこちらへ回したのか、あるいは平成六年度の児童手当の給付は一体どういうふうになるのか、その辺を御説明いただきたい。

続きまして、今後の提出率の見通しを述べられたいと思います。平成六年度、この児童育成事業が三百二十億ということになっておりますから、これは当然千分の〇・二を超えているわけであり

まして、今後の児童育成事業に充てる提出率などの見通しを述べてほしいと思います。

それからもう一点、私ども、どうしてもやはり高齢化社会に対応する現役世代をふやさなきゃいけないから、育成事業に十分な額を持っていきたいというふうに思うわけでありましようけれども、景気動向や賃上げも今うまくいっていないという状況の中で、一事業者の皆さんはどの程度まで負担していただけるのかということでございます。そういう事業者の皆さんの反応はどんなものがあるか、お知らせいただきたいというふうに思います。

○瀬田政府委員 幾つかの御質問につきまして順次御説明をさせていただきますと思います。

最初に、新たに児童育成事業費に加えた提出金率についての算定方法ということでございます。が、今回の改正によりまして、これまでの現金給付に要する費用に加えて、新たに児童育成事業の実施に必要な費用を提出金として事業主の方々から御負担をいただくことにつきまして事業主の方々の反応はどうかという先生の御質問があったわけでございますけれども、私たちが日経連、経団連その他の事業主側の関係者の皆様とお話し合いをした限りにおきましては、今後の女性の社会進出、就労形態の多様化といったものを考えますと、こういった形で事業主が提出をしてくるということについては極めて好意的な反応をいただいているということでございます。今後児童育成事業というものを非常に大きく伸ばしていくという際にも、経済環境その他いろいろ問題はありますが、思いますけれども、概して御理解をいただけるのではないかなというふうに考えております。

それから、平成五年度には提出金率というのは一・一という形になっていったと思うけれども平成六年度の提出金率は千分の〇・九ということ、児童手当の本体の方の現金給付は賄えるのだろうかというふうな実は御質問をいただいたわけでございますけれども、現金給付に要する提出金

率というものが平成五年度から平成六年度にかけて一千分の一・一から一千分の〇・九に減少しているのは、実は主として出生数の減少というものがございまして、御承知のように、合計特殊出生率が一・五という形で非常に出生率が下がっております。それに伴って児童手当の給付を受けなければならない児童の数も減少しているというのが実態でございます。

それからもう一つ、さきにもちょっと御説明を申し上げましたが、平成三年改正の経過期間が終了いたしました。それに伴って三歳未満の児童に児童手当を支給するというふうな形になっておりますので、その面で支給対象児童等若干減少しているという面でも減少要因がございまして。このため、平成六年度の現金給付に必要とする費用は一千分の〇・九という形になるわけでございます。

それから、平成七年度以降の提出金率の見通しについてどういうふうな考えているのかという御質問がございました。特に、現在の景気動向の中におきまして事業主の負担というものを大幅にふやしていくことは難しいのではないだろうかというお考えではないかというふうに御推測をさせていただきます。ただいたわけでございますけれども、提出金率のうち現金給付に要する部分については、毎年の支給対象になる児童の数に応じて自動的に算定できるわけでございますけれども、児童育成事業につきましては、児童育成事業の内容、規模というものが、それまでの事業実績とか、それから子供や家庭を取り巻く状況など総合的に勘案をいたしまして、関係者の皆様とも御協議をして毎年度定めていくというふうに考えております。このように考え方のもとで、毎年度の児童育成事業に充てる提出金率というものは、そのときどきの経済情勢を踏まえながら、そしてまた事業主側の御理解をも得ながら、事業の実施に必要な額というものを賄うことができるようにできるだけの努力を重ねていきたいというふうに考えているわけでございます。

○土肥委員 局長の御説明を聞きながら、ああ、この児童手当法というのはそこまでも気を配らなければならぬ事業なんだというところをつくづく思うわけでございます。私は、提出率というのが、ずっと四十六年から見ておると、一・二から〇・九まで下がって、また一・二、一・一とこう来ておりまして、まあこれが一・四とか一・五になるんじゃないのかというふうな感じもするわけでありまして、やはりこれは、子育てというのは、あるいは出生率を上げようというふうなことからいえば、もう少し本格的な児童手当としてまた育児支援事業というものを本格的にやらなければいけないということからいって、この財源をどういう形で事業者からいただくというのの限界があるというふうに思っております。私の意見を申し上げておきたいというふうに思います。

さて、従来福祉施設事業と言っておりましたのを児童育成事業に切りかえた、そういう経過の中で、私は、本体と言ったらちょっと語弊がありますが、けれども、措置費、つまり一般財源で運営されております要するに児童関係の福祉事業ですね、一つは、児童養護施設など、あるいは保育所あるいは障害児の施設などございまして、児童育成事業、こう言うときには、例えば就労と育児を両立させるために家庭を支援するんできとか、出産と育児のために家庭を支援するんできとか、育児支援ボランティアの養成など、この育成事業の中にうたわれておりますが、実は保育所というものは、トータルとしてまさに就労と育児の支援をしているわけであり、あるいは出産と育児の支援もしているわけでありまして、そこにボランティア的な要素が加われば育児支援施設になるというふうなものであります。

それで、この法律の出してまいりますさまざまなメニュー、これを見てまいりますと、一体こういうさまざまなサービスというのは周辺のにはいっぱい出てくるけれども、本体である保育所とか児童養護施設などをどう考えているのかという

ことを当然思わざるを得ないのであります。そう
しませんと、メニューばかりがにぎやかに出てま
いりまして何か途方に暮れてしまうというよう
な気持ちになるわけです。

例えを挙げますと、時間延長型保育サービス
やるんだ、こうおっしゃいます。A型、B型、C
型として、二時間から六時間までの延長保育を
やる。それに五十二億円組んであるわけですが
も、一体その法内の施設である保育所がこの時間
延長型保育サービスにどの程度取り組んでいた
っているのか、そして、これを運営してい
らっしゃる、これは民間の施設長あるいは法人ある
いは公的な保育所についても、どの程度この児童
手当法に基づく児童育成事業のメニューと二つが重
なり合うような、あるいは相呼応するようなそ
ういう事業になっているのか、ちよつとまとめてお
答えいただきたいと思ひます。

○瀬田政府委員 先生から非常に難しい御質問を
いただいたわけでございますけれども、女性の就
労の増大または就労形態の多様化等の変化とい
うものが現在非常に進んでおりまして、これに伴
いまして、一般に行われております保育園の保育に
加えまして、乳児保育とか夜遅くまでの保育で
ございまして、母親が病気の際の保育というふ
うなこと、また、平成四年の四月から実は育児休
法が施行されたことに伴いまして、年度途中から
保育園に入りたという保育の需要というふう
な、いろいろなニーズが大きくなっているとい
うことでございます。

このため、平成六年度の予算案におきまして
は、こういった保育の需要の多様化に対応いたし
まして、就労と育児の両立支援を積極的に推進を
するために、乳児保育、一時的保育事業また保育
時間の延長に係る現行の施策といったものを見直
しまして、残業でございまして通勤時間等に対
応いたしました時間延長型の保育サービス事業に
ついて大幅な改善を図ることになっているわけで
ございまして、市町村やまた保育所がこれらの事業
に積極的に取り組む条件というものをできるだけ

整備をしていきたい、そしてこれによりまして、
今までの定型的な保育にこういった延長型の保育
とか乳児保育とか一時的な保育とかを加えまし
て、総合的な形で保育園または保育施設という
ものの活性化を図っていければというふうに考
えている次第でございます。

○土肥委員 時間延長型保育サービスはどれくら
い展開されているんでしょう。その数字とか何か
はお持ちでしょうか。

○瀬田政府委員 時間延長型の保育サービスの充
実ににつきましては、平成六年度の予算案におき
ましては、時間延長の際に配置いたします保育の充
実といった保育の充実体制の強化といったこと
を中心にして、保育園の二時間延長というこ
とをございまして、保育園の二時間延長というこ
とをやっていた保育園につきましては二
千カ所、また四時間の延長をやっていた保育園に
つきましては二百カ所というふうなことで、その
他必要に応じて六時間延長というところで、夜の十
二時までお預かりをするという形の保育園につ
きまして、必要があれば設置をしていきたいとい
うふうに考えているわけでございまして、現在ど
の程度延長型の保育を実施しているかというこ
とになりますと、なかなか保育ニーズに対応でき
ない、せいぜい数百カ所程度というところでござ
いますので、今度の予算措置によりまして非常に大
幅な拡充というものができればということを考えて
おります。

○土肥委員 局長のお気持ちはわかるのですが、
現場の保育所を見ますと、これは民間も公立も
問わず、なかなか対応しない。今でも人が足りない
のにどういふことかとか、もっと措置費なんかを
ふやせとか必ず言われて我々退散してくることが
多いんですけれども、今局長は定型型の保
育所じゃなくて、ダイナミックな保育所になっ
てほしいと。私もそう思うのです。だけれども、
これはやはり相当話し込んで、措置費でずつと
やってきた施設というのはどうしても定型型ある
いは固定型になりがちでございまして、これを

どう解きほぐすかというのは、これは重大問題で
ありまして、単に予算を削ったりあるいは地方交
付税化するというところだけでは済まない、つま
り本当の意味で保育所が生きてこないというふ
うに思ひますので、これからいろいろ知恵を働か
さなければいけないんじゃないかな、このように
思っております。

じゃ、先へ参ります。
積立金ができたわけですね。この拠出金率の計算
の方法だとかあるいは児童手当法の成り立ちから
いうと、必要なボリュームを決めて、そしてそ
から拠出率を出していくという方式で相当の
お金が余ったわけですね。余ったと言ったら
ちよつと語弊があるかもしれませんが、残った
残った。これはどういふ原因によるものでしょ
うか。

続けて申し上げますけれども、これからこれを
使って基金をつくる、四百八十六億円余りまし
たので、そのうちの三百億を基金にすること
です。そうすると、今後基金が残っていく可
能性があるのでしょうか。

あるいは、基金によって財団法人をおつくり
になるわけですねけれども、今日の行革の折、新規財
団ではなくて既成のものに委託するとか、ある
いはスクラップ・アンド・ビルドを考えると、そ
の辺のところをごく手短かに御説明いたしたい
と思ひます。

○瀬田政府委員 先生御指摘をいただきましたよ
うに、平成四年度末に四百八十六億円という積立
金が生じまして、この中から三百億円の基金を設
立するということをさせていただいたということ
でございまして、児童手当の積立金というの
は、現在まで、現金給付に要する費用に充てるた
めに事業主の方から御負担をいただいた提出金
のうち、実際に給付に充てたとして、さらにその
うちの若干につきまして福祉施設等に用いさせて
いた部分、その剰余金が生じた場合には、毎年度
積み立てをさせていただいてきた、これが実態で
ございまして、この積み立ててきた積立金の中

から、今度三百億円をちょうだいをしていただき
まして、「こども未来基金」というものを設立をさ
せていただくというところでございます。

今後積立金がどういふふうになつていくのか
という御質問を承りました。先ほど申し上げ
ましたが、その算定というものがきちんと行われ
ていけば、各年度の剰余金というものは非常に
と近似的なものになるわけでございまして、計
算がきちんと行われていけば積立金の額という
のは非常に少額なものになるというのでござ
いまして、今後積立金がどういふふうなことを
算定していくというの、我々非常に難しいこと
でございまして、我々非常に難しいことでは
ないけれども、かつてのような形で積立
金が積み上がっていくというふうなことはな
いだろうというふうに考えております。

それから、今回の改正によりまして、児童育
成事業に要する費用につきましては毎年度の拠出
金を財源とすることが基本になってきますので、積
立金につきましては、これまでほどの額を積み
立てておくという必要もなくなっていくとい
うふうに考えておりますので、できるだけ少額な
ものに変えていくというふうに私たちが考えて
おります。

○土肥委員 最後に大臣に質問いたします。

児童手当法というものは企業に依存した手
当でありますけれども、なるべく企業の皆さんに、
一を超えて一・二、一・三と無理がきくよう
な何か方法はないだろうか、あるいはもう一般財
源で考えていくかしかないだろうと思ひます。特
に、大臣がエンゼルプランブレイクというこ
とを強くおっしゃつて、やはり、もう一度子育て
であるという大変結構なことでございまして、
この児童育成事業も、これからこれに大いに貢
献するんではないかというふうに思ひます。
福祉が多様な展開とメニューを持つてい
くことは大変結構なことではございますけれども、
先ほど私が保育所との関係などを申し上げまし
たように、子育てということを言ひながら、多様な

メニユーとそれから本体である福祉施設、ここでは保育所などとも理論的につながっていない。どうもその辺は、保育所はそのまま置いたまま、とにかく駅前にもつくりましょう、企業内にもつくりましょうというようなことでメニユーが走っている。どうも私は、それじゃ整合性がつかないし、親たちもいろいろなプログラムを見て、果たしてこれで子育てに間に合うんだろうかと目がくらんでしまうような感じもいたしますので、これから大臣、ひとつ整理をしていただきますし、きつちりとした理論立てをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○大内国務大臣 いわゆるポリシーといいますか、それが必ずしもまだ明確に確立されていないのではないかと御指摘は、私もそんな感じがいたします。したがって、今日の日本の社会の中に、一方では超高齢化社会、他方では少子社会、そしてそれに対応してゴールドプランというものがあつた、したがって、エンゼルプランまでいかなくても、せめてブレイクは平成六年ぐらいからはスタートさせなければならぬという思いで実はこの問題をスタートをさせているのでございまして、確かに先生御指摘のような問題は、なお一層総合的に立体的に、一つのポリシーとして整理をしていかなければならぬと思つてゐるわけでありまして。

ただ一番大事なのは、少子社会に一つの歯止めをかけるという面からいいますと、今の女性進出、つまり、恐らくこの三十年で労働力不足は二百八十五万人ぐらゐに達します。そうすると、この労働力不足というものを、一つは女性の社会的進出、もう一つは高齢者の一層の雇用機会の確保、この二つで埋めていかなければならぬわけでございます。

そうしますと、この女性の社会進出に對しましては、その雇用の態様によりまして、あるいは家庭の状況によりまして、大変いろいろな選択が起こつてまいります。そういう多角的なオプションに對応するために今、時間延長である、それも二

時間、四時間、六時間とか、駅型とか、あるいは乳児保育とか、あるいは企業の内部とか、いろいろなもの、メニユーをたくさん出しておるわけでございますが、これは一にかかりまして、その保育所を選択される方々のニーズが極めて多様化している、それに何とか厚生省としておこたえたいという気持ちからございまして、これをもう少し立体的にどのようなポリシーで整理するかという問題は、御指摘のとおり残つてゐると思つたので、これからのいろいろな意味で御助言を賜りながら、その辺を整理してまいりたいと思つておる次第でございます。

○土肥委員 ありがとうございます。終わります。

○加藤委員長 岩佐恵美さん。

○岩佐委員 まず、児童手当法について伺いたいと思つます。

児童手当法の目的は、第一条に「児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与し、このことをもつて児童の健全な育成及び資質の向上に資する」と言つてゐるようによ、児童手当を支給することが法の趣旨だと理解をしておりますけれども、その点についてまずお伺いしたいと思つます。

○大内国務大臣 御指摘のとおりであると思つておりますが、ただ、そういう家計の安定という問題が、ヨーロッパ諸国でもやられておりました、日本でも採用したわけでございますが、現金支給というものを中心とする児童手当だけで救済されないという側面が最近とみに出てまいりました。それは先ほど来いろいろな話を申し上げてゐる次第でございまして、そういう面についても児童手当制度の中で、幅を広げて考えていかなければならないという事態が発生しているという認識に立つてはおりますが、そのメーンは先生御指摘のとおりでございます。

○岩佐委員 九二年に児童手当法が改悪をされました。三歳未満児から支給年齢が下げられた。この点については改悪をされたというふうに理解

をしていまして、それで、手当の支給額と国庫負担が大幅に減少しました。

改悪初年度の九二年度、これは一人当たりの支給額が、第一子も対象に拡大をし、第二子まで五千元に、三子以降一万元に、それだけ倍額したために、支給総額は二千四百七十七億円になりました。しかし、制度が完全に定着した九四年度は千五百二十三億円に激減をしております。国庫負担も、九三年度の三百二十四億円が、九四年度は百六億円と三分の一に減つております。国庫負担ピーク時が八〇年度で八百十三億円でありましたから、この時点からいいますと、およそ八分の一以下になつております。どの子にもひとしくすぐれた環境を提供する、そのためには児童手当制度そのものの拡充が基本であると思つます。国の予算できちんと保障すべきだと思つます。

予算が九一年度で百七十四億円余りあつてゐるわけですが、その一方で九〇年度から五年間も所得制限の上限を据え置いているわけですから、これはどういふことなのか。また、この所得制限によつて何人の乳幼児が支給対象から外されてゐるのでしょうか。

○瀬田政府委員 実は、平成二年度から所得制限額が先生おっしゃいますように据え置きになつてゐるわけでございますけれども、何人の子供が所得制限によりまして支給対象から外れてゐるのかという点でございまして、所得制限により支給対象から外れてゐる児童は、予算の数値から計算をいたしますと、平成二年度におきましては大體百四万人ほど、平成三年度は八十二万人、平成四年度は八十八万八千人、平成五年度は八十三万人ほどというふうな形になつてゐるのではないかと考えております。

○岩佐委員 このように国庫負担を伴う児童手当制度を後退させて、その一方で特別会計事業の拡大をする、こういう点についてどうも納得がいかない。児童手当制度を尊重する思いが薄いといふか、言ひようがないのです。

総務庁の九三年度の貯蓄動向調査では、サラ

リーマンの貯蓄の伸びが落ち込んで、八三年以来の低い伸びにとどまつてゐる。また、労働省の賃金構造基本統計調査でも、九二年の実質賃金が十年前よりも三十五歳以上で四・九%、四十歳で六・五%と減少しております。働き盛りで、住宅、教育にお金のかかる世代の負担は大変です。制度創設當時は義務教育終了前、そういう制度だったわけですが、また、所得制限についても直ちに見直すべきではないか、その点について大臣のお考えを伺いたいと思つます。

○大内国務大臣 先ほど、平成三年、つまり一九九二年の改正は改悪であつたという御指摘でございましたが、先生よく御存じのとおり、あの改正におきましては、支給対象の第一子への拡大が行われましたし、また第二子が二千五百円から五千元、あるいは第三子以降は五千元から一万元というふうな支給額の改善も行われたわけでございます。御指摘のように、支給期間の三歳未満への重点化というものは行われたのでございまして、いろいろな意味で改善に資する決意に立ちまゐつて、このような改正がなされたわけでございます。

そして、この制度の改正の実施が行われましたが、平成五年十二月にその経過期間が終了いたしましたので、これの本格的施行というのは本年一月から始まつたばかりでございまして、この施行の状況を私どもとしては見きわめたいという考えがございまして。

御指摘のように、ヨーロッパ等を見ます場合に、児童手当については例えば義務教育を受けてゐる子供等に対しては支給されてゐるという事態もございまして、その児童手当を本當にどの子供まで適用すべきかという問題は、これはなお議論として残つてゐると思つてございまして、少なくとも二年前のこの改正におきましては、一定の改善を意図し、また多くの皆様方の賛成を得てこれを成立させ、そしてそれが本年一月から施行状況にあるということでございますので、まずそれ

を見きわめていきたい。

しかし、その児童手当だけで問題が解決しないという事態が、今特に共働きの御婦人の家庭の中に起こっている、これも事実でございますので、先ほど申し上げたような多様な保育事業というものをこれから実施に移さなければならぬ。そうすると、児童育成事業といったようなものも現金給付とは違った一つの事業として我々は取り組んでいかなければ、それらのニーズにこたえることはできない。そういう観点に立ちまして、現金支給について一定の改善を行いながら、児童育成事業の推進という問題についても力を入れていかなければならない、このような考えに立ちまして、今回の法改正もお願いしている次第でございます。

○岩佐委員 児童手当という法律ですけれども、今の年齢制限を三歳未満ということになると、乳幼児手当じゃないか、こんなような話もあるわけで、ぜひ年齢の問題だとかあるいは所得の問題だとか、これから見直す、そういう方向で検討をしていただきたい、再度そのことを申し上げたいと思います。

次に、児童育成事業で行われる保育の施策、これは児童福祉法で行われている保育とどう違うのか。職員の配置基準や施設基準、保育料金などの基本的な要件、これは子供たちの環境にとっても、また預ける側の親の立場からも非常に大切で、その点がどうなのか、お伺いしたいと思えます。

○瀬田政府委員 児童福祉法におきましては、都道府県知事によって認可をされた保育所というものが、いわゆる措置制度に基づき保育サービスを提供することとされているわけで、先生のおっしゃるとおりでございますけれども、基本的な保育につきましては、したがって措置費で運営をされているわけでございます。また、そのほかの乳児保育や延長保育等多様なニーズに対応する部分につきましては、これは補助金で運営されている部分が一部あるということも先生おっ

しゃつたとおりでございます。

今般、これらの補助金の中におきまして、就労形態の多様化等によりまして雇用者中心に増大、多様化するニーズに対応する、こういう部分につきましては児童育成事業における補助金ということにいたしました、その飛躍的な充実を図っていきなさいということを実は考えたわけでございまして、

また、児童育成事業におきましては、事業所内の保育施設への運営費の補助事業とか、先ほど御説明申し上げました駅型保育モデル事業、また、認可保育所以外のベビシッター等によります多様なサービスの供給についても支援をする、こういうふうな区分けをしているということでございます。

○岩佐委員 もう少し詳しく、先ほどお伺いしたように職員配置の基準とかあるいは保育料金など、そういう基本的な問題について——そうすると今度の児童育成事業保育サービスというのは、料金はまさに自由契約という形になるのでしょうか。あるいは、保育料金の上限の定めというのはあるのかないのか、あるいは保育料金の配置はどうなるのか、基準だとか、保育料金はどのくらいあるのか、あるいは、その点についてもう少し詳しく伺いたいと思えます。

○瀬田政府委員 先生が今おっしゃいましたような保育の一般的な基準につきましては、措置費の制度の中に定められているわけでございまして、その点については、この児童育成事業を実施することによって変わるものではないと思えます。

○岩佐委員 そうすると、預ける場合に、これは措置制度によるわけではないのですか。

○瀬田政府委員 保育園に子供さんをお預けになる場合には、それはもちろん措置制度に基づきまして、市町村を通じてお預けをするという形になると思えますが、るる御説明申し上げましたように、駅型の保育モデル事業でつくられた保育園にお預けをする場合とか、また事業所内の保育施設に子供さんをお預けするというふうな場

合には、これは主として事業所の福利厚生の一環として設けられる施設ということになりますので、措置制度とは関係ございません。

○岩佐委員 その場合には、費用は例えば事業所内では事業者が負担をする、あるいは本人がどの程度負担するか、それはいろいろあるのでしょうか、けれども、それについては、今までのいわゆる措置費で賄われているという子供たちとは違う契約体系になるわけですね。

○瀬田政府委員 事業所内保育施設に子供さんをお預けするというふうな場合には、もちろんこれは事業者の福利厚生の一環としてお預けをするというふうなことになるので、今までの措置の体系とは別になることは先生のおっしゃるとおりでございます。

○岩佐委員 それから保育料金についても、聞くところによるとと保育資格がなくともいいというふうなところにいるわけですが、その辺はどうなんですか。

○瀬田政府委員 児童育成事業の保育の基準というものは基本的な保育サービスに準じて行うというようにされておりますので、一般的には先生がおっしゃったように、保育料金でない人が実施するとかいうふうなことはございません。

○岩佐委員 しかし、保育料金の資格が絶対なければだめだということではなくて、それに準ずる、そういう資格の人でも十分やれるんだというふうな理解をしたのですけれども、その点はどう保育料金の資格がなければ絶対だめだという基本線がはつきりしているのでしょうか。

○瀬田政府委員 それは事業の内容によって若干異なってくるというふうな思いますが、例えればベビシッターによつて行います一時的保育というふうなものにつきましては、これは必ずしも保育料金の資格が必要ということではございませんで、ベビシッター協会によりますまた別の資格を持っている方がそれに対応するというふうなこともございます。

ただ、一般的には保育料の資格を持った方がほとんどそれに従事するだろうということは言えると思えます。

○岩佐委員 それで、もう一つちょっと伺っておきたいのですけれども、こういう児童育成事業保育サービス、こういう例えば事業者が責任を負うというふうな形で、割と緩やかな、多様なニーズにに応じたという形でいろいろ方向が模索をされていくということであるように思いますが、今こういう考え方を現在の公的な保育に拡大をする、そういうことはまさかないのだからというふうな思いのすけれども、この点再度確認をさせておいていただきたいと思います。

○瀬田政府委員 実は、いわゆる公的な保育につきましては、先生御承知のように保育問題検討会におきまして必要な検討を行っていただきました、利用しやすい保育所を目指すというふうな方向につきましては各先生方の御了解をいただいたわけでございますけれども、制度の見直しというふうな方向につきましては、さらに幾つかの問題点があるので検討を深める方向でやられた方がよろしいだろうという報告をいただいたわけでございます。

今後の方向につきましては、また市長会、町村会その他、同じテーブルでいろいろな議論を今後深めていきたいというふうな考えております。したがって、すぐ例えば児童育成事業の方向を公立の保育園でもとっていくというふうなことは考えておりません。

○岩佐委員 児童福祉法に基づく保育制度の拡充を求める意見書が十五府県、二百四十市区それから四百八十九町、百三十七村、私たちがつかんでいる数字でこれだけ今挙げられています。保育所措置費制度を堅持し一層拡充してほしいというのが保育関係者はもちろん、国民の願いであります。すべての子供が分け隔てなく措置されることを望んでいます。厚生省はこの国民の強い要望にしっかりとこたえていただきたい、そういうふうな思っています。大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

ます。

○大内閣務大臣 本年の一月に出されました保育問題検討会の報告書を見たいとしますと、できるだけ利用しやすい保育所を目指すという目標については大方の委員の意見の一致を見たところでございますが、具体的な保育制度の見直しの方向、方法につきましては、措置制度を維持し、堅持、拡充していくべきである、それとも一つは直接入所制度の導入という問題が両論併記されたことは御案内のとおりでございます。

したがって、私も厚生省といたしましては、保育制度の改革につきましては、来年度実施はこれを見送ることとしたしまして、直接入所制度を導入する場合の留意点、これがたしか七項目ぐらいつけられていたと思うのでございますが、それらの点を十分配慮しながらさらに検討を続けてまいりたい。保育制度の見直しにつきましては、取り組みが急がれている課題でございますので、今後とも精力的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○岩佐委員 その際に措置制度をしっかりと堅持して、厚生省として公的保育の責任を果たしていただきたいと思ひます。

厚生省の報告によつても、二万二千六百三十七カ所の保育所のうち延長保育を実施しているのは千四百六十六カ所、夜間はわずかに三十七カ所にすぎません。また百六十二万人の措置児童のうち、乳児保育も四万四千程度にすぎません。国庫負担の大幅な削減によつて父母負担は重くなつて二番目の子供を預けられないと、お母さんたちが高い保育料に悲鳴を上げていますし、また、公的保育制度の対応が立ちおくれしているために、働く女性や父母の願いにこたえられなくなっている。これは先ほどの議論の中でもいろいろと認識が一致している点だと思ひます。利用しやすい保育所制度にするためには、まず予算をふやして人的、物的に保育所整備が拡充される必要があるというふうに思ひます。そういう意味では厚生省の公的責任が問われているというふうに思ひます。

す。

今、非常に時短というのが政府の重大な課題になっております。ところがその一方で、六人に一人が年間三千三百時間以上働くということで、男性労働者が過労死予備軍になっていると経企庁の報告があります。このような中で、女性の時間外労働の歯どめが今外されようとしています。私たちはこういう事態については絶対に認められないというふうに考えておりますけれども、労働省はこの四月から非工業的業種に働く女性の時間外労働の規制を緩和すると告知をしております。航空業務だとか消防関係の深夜勤務も解除をされます。したがって、大半の働く女性に時間外労働の影響が出ると思ひます。特別事業で三倍にふやしたというぐらいいでは対応できないと思ひます。少なくとも都市部における保育所では、時間外に対応した措置制度による延長保育を本格的に実施しないと大混乱に陥る危険があるのではないかとこのように考えています。この点の検討をどうされようとしているのか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○瀬田政府委員 先生がお話しになりました女子労働の基準、規則の改正の可否とかそういうこともの一応しておきまして、確かに先生おっしゃるように非工業的業種の時間外労働基準というものが今後緩和されていくだろうということは事実でございます。したがって、この受け皿となるべき保育時間の延長についても、十分な取り組みというものが今後必要になってくるだろうというふうに私たちも考えております。

したがって、平成六年度予算案におきましては、保育時間の延長に係る現行の施策を見直し、残業や通勤時間の延長等に対応いたしました時間延長型の保育サービス事業を実施することによって、保育対策の一層の充実を図ることとしたわけでございます。これにつきましては、今後その実態を勘案いたしながら、その充実につきましても今後一層考えていきたいというふうに考えております。

○岩佐委員 お米の問題について伺ひます。

文部省が食糧庁に要求して、学校給食については国産米を供給することになりました。残留農薬や異臭、カビなど、輸入米について心配や不安がつきまわっています。子供たちに安全なおいしいお米を食べさせたいというのは、すべての父母の切実な願いです。アトビーやアレルギーで苦しむ子供たちが著しく増加しており、保育所や病院、学校では除去食に大変苦労しています。子供たちの健康の面から、保育所や児童福祉施設あるいは障害者施設で国産米が確保できるよう、関係者の皆さんも切望しています。また、保育園の園長さんや父母会、自治体関係者からも、乳幼児に国産米を食べさせたいということで大変な努力をしております。厚生省としても、食糧庁にぜひ要請をしていただきたいと思ひます。

きょうは、ちよつと障害者の施設の調理師さんの声を紹介したいのですが、障害者を持っている仲間でも国産米にまざるものはありません、ばさばさのお米では、どうして調理をして食べさせようかと考えあぐねてしまいます。こういうふうな切実な声もあります。ぜひ厚生省として積極的に食糧庁に働きかけてほしい、そういうことでございますが、この点、いかがでしょうか。

○大内閣務大臣 学校給食用の米穀につきましては、原則として国内産米を使用するという原則がとられておりまして、現在もこの原則はとられているところでございます。私どもも、なぜ国産米をそういう学童に食べていただくかという面は、やはり国産米の消費を拡大するということが一つと、もう一つは、日本型の食生活の普及あるいは定着を図るという意味から、小さな学童の方々にできるだけ国産米を食べいただくという趣旨でそのようなものが原則になっていると思っております。したがって、この原則は私どもとしてもできるだけ守っていただくように食糧庁に対しても申し上げてまいりたい。

ただ、その学校の設置者等々が自主的な立場か

ら、子供にもいろいろな意味での教育という面も考えまして、輸入米をまぜてたまには試食をさせるというようなことを考えるということがあるのであれば、それまで妨げるものではない、こういうふうに考えている次第でございます。

○岩佐委員 今申し上げたように、アトビーだとかいろいろな障害者施設の料理の仕方での困難だとかそういう問題がありますので、全部を自動的に国産米を確保する、そういうことが難しい場合でも、望むところについては食糧庁に便宜を図ってほしいということで、ぜひ大臣から閣議等の場で農水大臣あるいは食糧庁長官にちよつと一声かけていただければ大変ありがたいということでございます。その点、ぜひ要望しておきたいというふうに思ひます。

それから最後に、時間もあるのですが、ちよつと私のところに手紙が来ておりますので、この点について伺ひたいと思ひます。戦没者の遺骨収集についてです。

いまだにニューギニア地域で十万人余りの遺骨が残されているという事です。ニューギニアで戦死をした方々の遺族の方からの手紙では、ニューギニア戦線へ二十万の大軍が上陸して以来、四年間に飢餓と悪疫によりほとんどが倒れ、日本に帰つた兵士はわずかに一万という地獄を現出した戦場でした。ここに放置されたままの英霊の一日も早い戦後処理を心より願っています。こういう内容でした。この地域の遺骨収集をぜひ早期に行っていただきたい、年間四カ所ということではなくて、ぜひ積極的にやってほしい、そういうことですけれども、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○土井政府委員 ニューギニア地域を含む南方地域の遺骨収集全体でございますけれども、昭和二十七年から昭和五十年まで、三度にわたり計画的に実施をしております。五十一年度以降も、確度の高い情報のある地域につきましてはこれを行つてきているという状況でございます。

それで、東部ニューギニア、バブアニューギニアのことでございますが、つきましてはこれまで十一回遺骨収集を行ってきておりまして、今後とも残存遺骨に関する情報収集に努めております。確たる情報を得られた場合には、可能な限り早期に実施をしたいという考え方で取り組んでおります。

また、西部の方の西イリアンでございますけれども、この地域につきましては四回の遺骨収集を実施してきておりますけれども、現在は相手国の事情で実施できないというような事情にございますので、御了解を賜りたいと存じます。

○岩佐委員長 終わります。

○加藤委員長 以上で両案に対する質疑は終局いたしました。

○加藤委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに両案について採決に入ります。

まず、内閣提出、児童手当法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

児童手当法の一部を改正する法律案

児童手当法の一部を改正する法律

児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「満たない」を「達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第二十条第一項中「にある」を「及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用に充てる」に改める。

第二十一条第二項中「割合」を「率に第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の提出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率(次項において「事業費充当額相当率」という。)を加えた率」に、「厚生大臣が」を「政令で」に改め、同条に次の一項を加える。

3 毎年度の事業費充当額相当率は、当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して設定しなければならない。

第二十九条の二の見出しを「(児童育成事業)」に改め、同条中「厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第八條ノ二第一項の積立金の額に相当する額の範囲内で、第一条の目的の達成に資する施設をする」を「児童育成事業(育児に必要なる援助を行い、又は児童の健康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び

援助を行う事業その他の事業であつて、第一条の目的の達成に資するものを行う)を行う」に改める。

附則第六條第二項中「第十九條から第二十九條まで」を「第十九條、第二十條、第二十一條第一項及び第二項、第二十二條から第二十九條まで」に、「児童手当の支給に要する費用」を「児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用」に改め、「予想総額の十分の七に相当する額」の下に「を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に

第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の提出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率(次項において「事業費充当額相当率」という。)を加えた率を、(合算額)の下に「を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率」を加え、同条第三項中「厚生保険特別会計法」の下に「(昭和十九年法律第十号)」を加える。

附則第七條から第九條までを削る。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第三條第一項の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 児童手当法第五條第一項(同法附則第六條第二項において準用する場合を含む。)の規定による児童手当及び同法附則第六條第一項の給付(以下この条において「特別給付」という。)の支給の制限については、この法律による改正後の児童手当法(以下「新法」という。)第三條第一項の規定は、平成七年六月以降の月分の児童手当及び特別給付について適用し、同年五月以前

の月分の児童手当及び特別給付については、なお従前の例による。

第三条 平成六年度においては、新法第二十一條第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・二を標準として」とする。

2 平成七年度においては、新法第二十一條第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成六年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。

3 平成八年度から平成十年度までの各年度においては、新法第二十一條第三項中「当該年度の前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成六年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第四条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第五條ノ二中「於テハ児童手当交付金」の下に「及児童育成事業費」を加え、「福祉施設費」を「児童育成事業費」に改め、「並ニ児童手当」の下に「及児童育成事業」を加える。

第六條中「児童手当交付金」の下に「及児童育成事業費」を加える。

当率を標準とし、当該前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・二を標準として」とする。

2 平成七年度においては、新法第二十一條第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成六年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。

3 平成八年度から平成十年度までの各年度においては、新法第二十一條第三項中「当該年度の前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成六年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第四条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第五條ノ二中「於テハ児童手当交付金」の下に「及児童育成事業費」を加え、「福祉施設費」を「児童育成事業費」に改め、「並ニ児童手当」の下に「及児童育成事業」を加える。

第六條中「児童手当交付金」の下に「及児童育成事業費」を加える。

第八條ノ二第三項中「福祉施設費」を「児童育成事業費」に改める。

第十一條ノ二第二項中「当該児童手当交付金」の下に「及児童育成事業費」を加える。

第十八條ノ二中「及児童手当」を「並ニ児童手当及児童育成事業」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)
第五條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第六十五號中「児童手当」の下に「及児童育成事業」を加える。

第十二條中「基づき児童手当」の下に「及児童育成事業」を加える。

理 由
家庭における児童の養育の実態等にかんがみ、

児童手当制度が児童のいる家庭の生活の安定並びに次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に一層資するよう、福祉施設を児童育成事業に改めてその充実を図るとともに、これに要する費用を一般事業主から徴収する拠出金の対象に加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、八一七、八〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		五、四五四、〇〇〇円	
第二項症		四、五四五、〇〇〇円	
第三項症		三、七四三、〇〇〇円	
第四項症		二、九六一、〇〇〇円	
第五項症		二、三九七、〇〇〇円	
第六項症		一、九三七、〇〇〇円	
第一款症		一、七六六、〇〇〇円	
第二款症		一、六〇六、〇〇〇円	
第三款症		一、二八九、〇〇〇円	
第四款症		一、〇三七、〇〇〇円	
第五款症		九一六、〇〇〇円	

第八条第二項中「一万二千元」を「二万四千元」に改め、同項第二号中「十八歳未満であつて」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	五、八〇二、〇〇〇円	
第二款症	四、八二一、〇〇〇円	
第三款症	四、一一九、〇〇〇円	
第四款症	三、三九二、〇〇〇円	
第五款症	二、七二〇、〇〇〇円	

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二、九二〇、五〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		四、一五七、八〇〇円	
第二項症		三、四六七、九〇〇円	
第三項症		二、八六六、一〇〇円	
第四項症		二、二七一、八〇〇円	
第五項症		一、八四七、六〇〇円	
第六項症		一、四九七、一〇〇円	
第一款症		一、三六一、〇〇〇円	
第二款症		一、二三八、八〇〇円	
第三款症		九九五、九〇〇円	
第四款症		八〇四、八〇〇円	
第五款症		七〇七、九〇〇円	

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	四、四二一、六〇〇円	
第二款症	三、六六九、六〇〇円	
第三款症	三、一四七、二〇〇円	
第四款症	二、五八五、八〇〇円	
第五款症	二、〇七四、七〇〇円	

第二十五条第一項第二号及び第四号中「十八歳未満であつて」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」に改める。

第二十六条第一項中「百八十一万八千九百円」を「百八十五万七千九百円」に改める。

第二十七条第一項中「百八十一万八千九百円」を「百八十五万七千九百円」に、「百四十四万九千九百円」を「百四十七万三千九百円」に改め、同条第三項の表中「四四五、八五〇円」を「四六〇、五五〇円」に、「三五三、二五〇円」を「三六六、二五〇円」に、「二四二、〇五〇円」を「二五三、〇五〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第八条第二項第二号の改正規定並びに第二十五条第一項第二号及び第四号の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成六年四月から同年九月までの月分の遺族年金及び遺族給与金については、改正後の第二十六条第一項中「百八十五万七千九百円」とあるのは「百八十五万九千九百円」と、改正後の第二十七条第一項中「百八十五万七千九百円」とあるのは「百八十五万九千九百円」と、「百四十七万三千九百円」とあるのは「百四十六万七千九百円」と、同条第三項の表中「四六〇、五五〇円」とあるのは「四五四、五五〇円」と、「三六六、二五〇円」とあるのは「三六〇、二五〇円」と、「二五三、〇五〇円」とあるのは「二四七、〇五〇円」とする。

理 由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、子に係る遺族年金の支給等の条件を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生委員会議録第三号中正誤

ページ 段 行 誤 正
二 四 八 福島県 福岡県

第百二十八回国会厚生委員会議録附録中正誤

ページ 段 行 誤 正
九 八 一 四 三 三 右報告する 右報告する。

平成六年四月一日印刷

平成六年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局